

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

わが国が目指すべき社会を障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重しあう共生社会を目指し、そのための分野別施策の基本的方向を示す計画として平成14年12月に平成15年度から平成24年度までの10年間について国の障害者基本計画が策定され、障害者基本計画(第4次)計画が平成30(2018)年度からの5年間として策定されました。

福祉サービスについては、平成15年社会福祉構造改革の一環として身体障がい者及び知的障がい者を対象として、利用者が自ら福祉サービスを選択できる支援費制度が導入されました。

しかし、支援費制度は精神障がい者を対象としていなかったことや地域生活への移行や就労支援などの課題に対処するため、平成17年11月、障害者自立支援法が制定され平成18年4月施行、同年10月から地域生活支援事業も加わり完全実施されました。

この法律によって、市町村を中心としたサービス提供体制を基本に、居宅・施設サービス体系の再構築や国・都道府県・市町村・利用者の費用負担のあり方など、障がい福祉施策が抜本的に見直されることとなり、市町村及び都道府県においては、必要な障害福祉サービスや相談支援などが地域において計画的に提供されるように障害福祉計画を策定することとなりました。

2 計画改訂の趣旨

東浦町では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の基本理念のもと、「誰もが互いに分かりあい 共に支えあい 安心して暮らせる まち ひがしうら」の実現を目指し、平成21年度から平成32年度までの12年間を計画期間として「第2期東浦町障害者計画」を策定し、障がい者福祉施策を推進してきました。

また、障害者自立支援法に基づき「東浦町障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の充実に努めてきました。

さらに、児童福祉法に基づく「東浦町障害児福祉計画」を平成30年度に策定し、障害児福祉サービス等の体制整備等を推進してきました。

平成21年3月に策定した「東浦町障害者計画」以降、国においては、障がい者虐待の防止等に関する施策を促進するための「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)」の制定、障がい者の範囲の見直しや利用者負担の見直し等を行う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」の改正等、様々な障がい者施策の改革を進めるとともに、「障害者基本法」の改正や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」の制定など法令の整備を進め、平成26年1月には障害者権利条約を締結しました。

本町においても、こうした社会情勢の変化に対応して障がい者の福祉を増進させるため、その指針となる新たな考え方や施策をまとめる必要がでてきました。今回の「東浦町障がい者いきいきライフプラン」の見直しは、こうした背景の中で行うものです。

3 計画の策定方針と位置付け

(1) 計画の策定方針

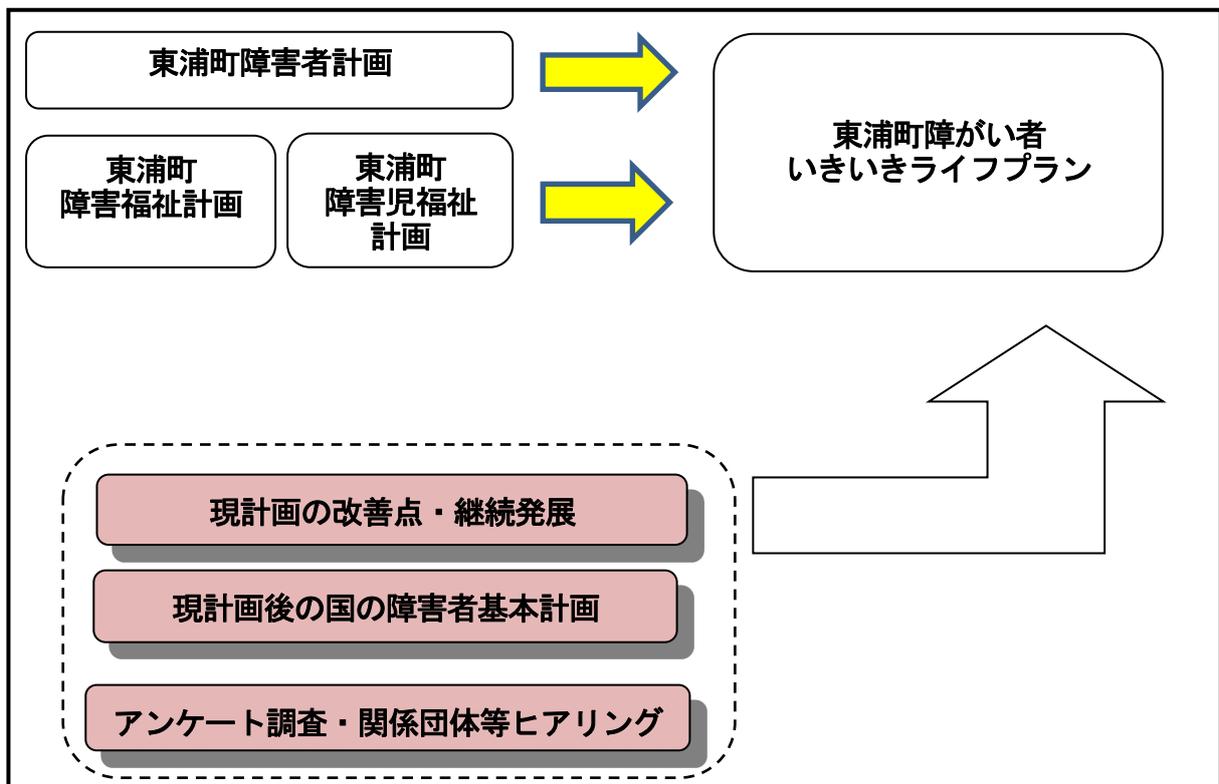
今回の改訂は、国の障害者基本計画(第4次)計画の方針に基づく改正に合わせて、「第3期障害者計画」及び「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を包括的に策定するものです。

本計画は、令和3年(2021)年度を初年度として、令和5年(2024)年度を最終年度とする3か年計画期間です。

策定方針は以下のとおりです。

- ア 東浦町障害者計画の全面改訂として策定し、令和3年(2021)年度から令和5年(2024)年度の3か年を計画期間とする。
- イ 東浦町の施策で改善すべき点を見直す。
- ウ 障がいのある方のライフステージの支援を整理する。

新計画のイメージ



(2) 計画の位置付け

「東浦町障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「障害者のための施策に関する基本的な計画」である「市町村障害者計画」として策定しています。

また、「東浦町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する「基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」である「市町村障害福祉計画」として、「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定しています。

今回の「東浦町障害者計画」と「東浦町障害福祉計画」及び「東浦町障害児福祉計画」を「東浦町障がい者いきいきライフプラン」として策定するにあたり、上位計画である国の「第4次障害者基本計画」（平成30年度からの5か年計画）、愛知県の「あいち健康福祉ビジョン2020」（平成28年度からの5か年計画）や、愛知県の第4期障害者福祉計画・第6期障害福祉計画（障害児福祉計画）を基本にし、本町における上位計画となる第6次東浦町総合計画（2019年度からの20か年計画）や他の福祉関係計画とも整合性を考慮して策定します。

(3) 計画の期間

「東浦町障がい者いきいきライフプラン」は、「第3期障害者計画」と「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を包括的に策定し、令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間とします。

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
国	…障害者基本計画（第3次）				障害者基本計画（第4次）				…
県	…	あいち健康福祉ビジョン2020					障害者基本計画（第4期）…		
町	障害者計画（第2期 改訂版）						障害者計画（第3期）		
国・県 町	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 ・第2期障害児福祉計画		

4 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

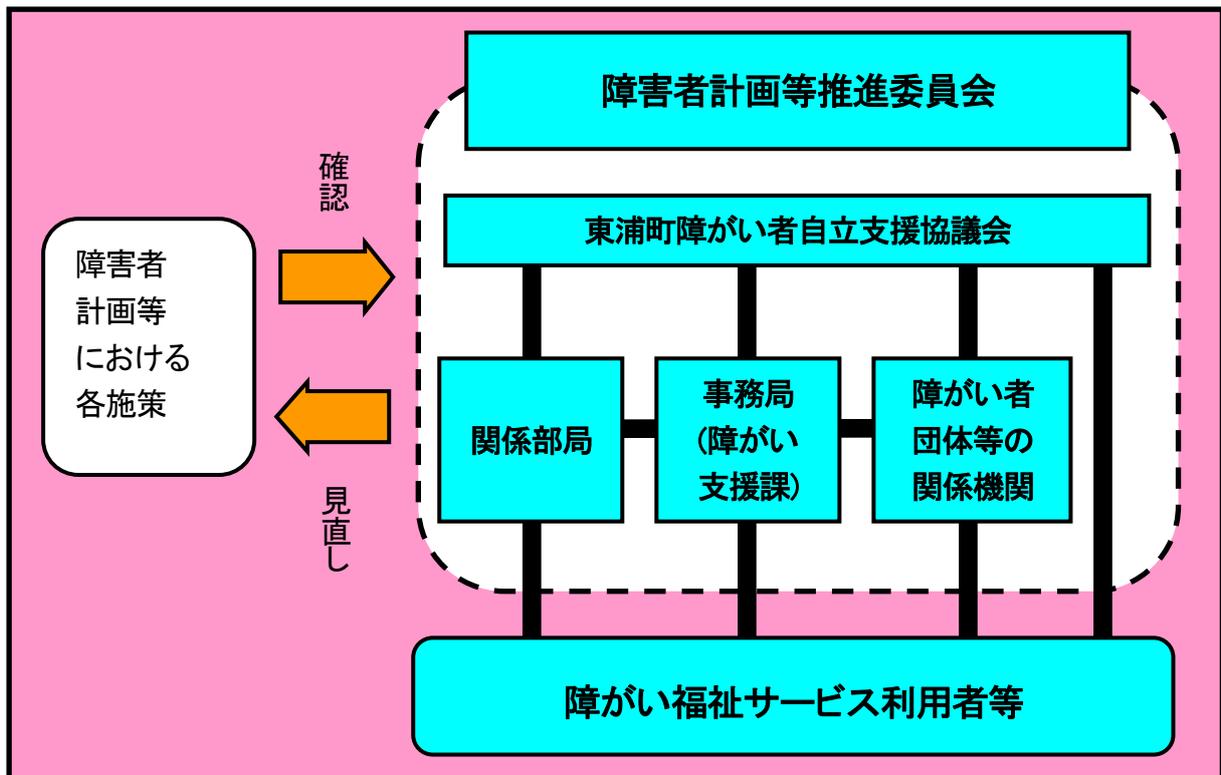
本計画は、障がいのある人もない人も互いに尊重し、地域で安心して暮らしていくためのまちを共に創っていくため、「地域で生き生きと自分らしく自立した生活が実現できるまちひがしうら」を基本理念にしており、本計画を的確に推進していくためには、保健、医療、福祉の分野はもとより、教育、労働、防災、民間等の広範囲に及ぶ連携が必要です。

そのため、以下のような体制のもとで、計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを図ることによって、障がい者福祉の充実に取り組みます。

ア 健康福祉部障がい支援課を中心に関係部局との連携し、障がい種別、障がい程度別、年齢別等それぞれのニーズに対応できるよう、個々のライフステージに適した柔軟な体制づくりに努めます。

イ 障がい者の地域生活を支援するために、東浦町障がい者自立支援協議会において、関係機関職員による障がい福祉に関する諸問題の解決、施策等の検討を行い、計画推進の一翼を担います。

ウ 障がい者団体等を始めとする関係機関で構成する障害者計画等推進委員会を実施することにより、計画の進捗状況を確認するとともに、当事者や関係者の意見を聴取しながら課題等を適切に検証し、必要に応じて計画の見直しに取り組みます。

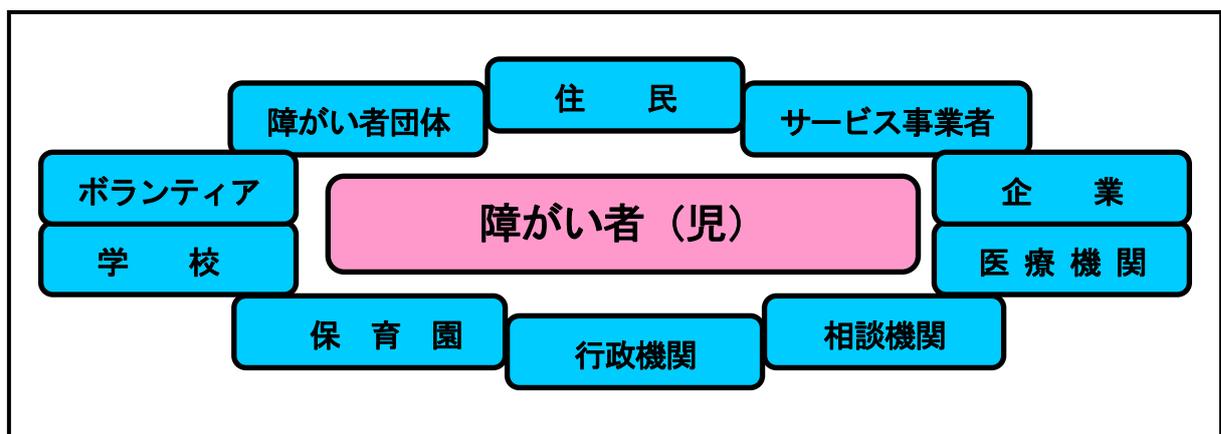


(2) 関係者・関係団体との連携

本計画は、広報・教育・就労・生活環境・医療・生活支援等の幅広い分野にまたがった施策となっています。

このため、障がい福祉サービス提供事業者等の関係機関との連携の強化を図るとともに、住民、事業者、ボランティアなど、地域との協働関係の構築に努めます。

区 分	関 係 団 体 等 名 称
障がい者団体	東浦町身体障害者福祉協議会
	東浦町手をつなぐ育成会ふれんず
	東浦町精神障がい者家族会 うの花家族会
障がい福祉サービス提供事業者等	社会福祉法人 愛光園
	社会福祉法人 翌檜
	社会福祉法人 相和福祉会
	社会福祉法人 東浦町社会福祉協議会
	特定非営利活動法人 絆
	医療法人 寿康会 大府病院
	社会福祉法人 憩の郷
行政機関等	半田公共職業安定所
	愛知県知多福祉相談センター
	愛知県半田保健所
	愛知県立大府もちのき特別支援学校
	愛知県立ひいらぎ特別支援学校
	東浦町役場



第2章 障がい者等の現状

1 人口の推移

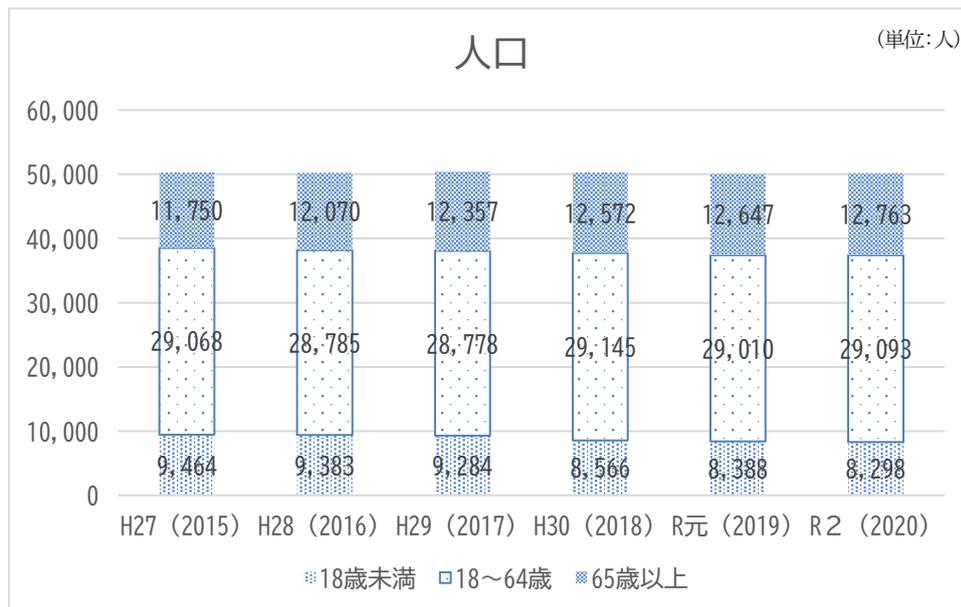
令和2年4月1日現在の総人口は50,154人となっており、平成27年度からは0.3%（128人）減少しています。年齢区分では、18歳未満が減少しているのに対し、65歳以上は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

また、推計人口より、人口は徐々に減少する見込みですが、15～64歳の生産年齢人口が特に減少し、75歳以上は増加しています。

【人口】

(各年4月1日現在 単位：人)

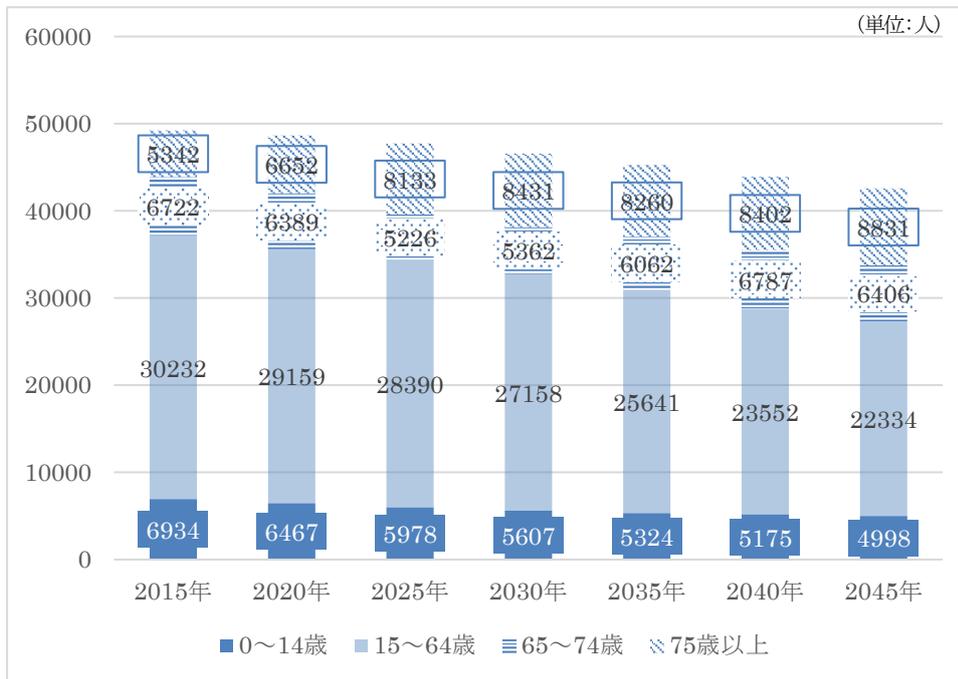
年度	年齢区分			合計	増減率
	18歳未満	18～64歳	65歳以上		
H27 (2015)	9,464	29,068	11,750	50,282	—
H28 (2016)	9,383	28,785	12,070	50,238	-0.1%
H29 (2017)	9,284	28,778	12,357	50,419	0.4%
H30 (2018)	8,566	29,145	12,572	50,283	-0.3%
R元 (2019)	8,388	29,010	12,647	50,045	-0.5%
R2 (2020)	8,298	29,093	12,763	50,154	0.2%



【推計人口】

(各年 10 月 1 日時点の推計人口：2015 年は国勢調査による実績値)

『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』より



2 障がい者手帳所持者の推移等

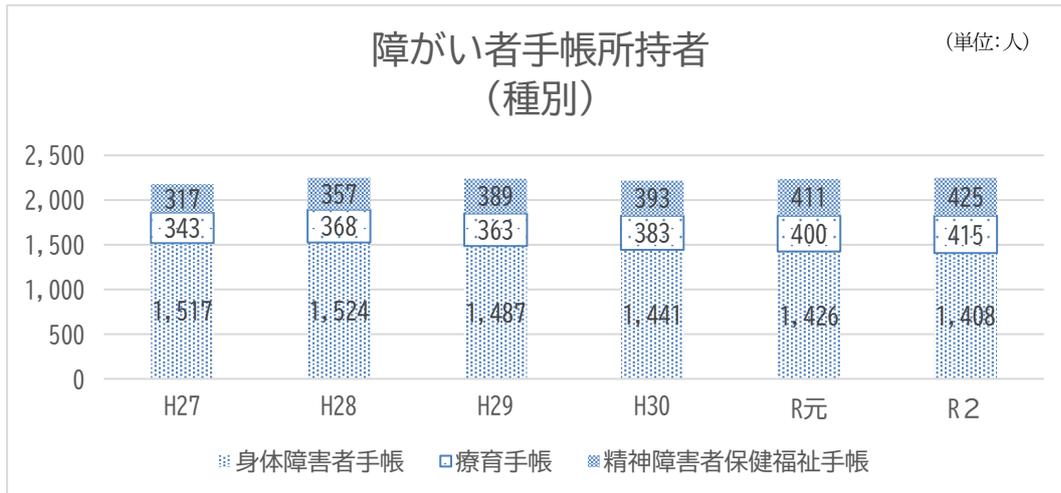
障がい者手帳所持者は、令和 2 年 4 月 1 日現在 2,248 人で、総人口に占める割合は 4.5%です。身体障害者手帳所持者数は減少し、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳保持者は増加しています。令和 2 年度は障がい者手帳所持者全体で微増となりました。

また、18 歳未満の障がい者手帳所持者は、令和 2 年 4 月 1 日現在 184 人で、18 歳未満人口に占める割合は 2.2%です。年々増加しており、特に療育手帳保持者が増加しています。なお、年代別では 6～12 歳である小学生が 76 人（41.3%）と多くなっています。

【障がい者手帳所持者】

(各年 4 月 1 日現在 単位:人)

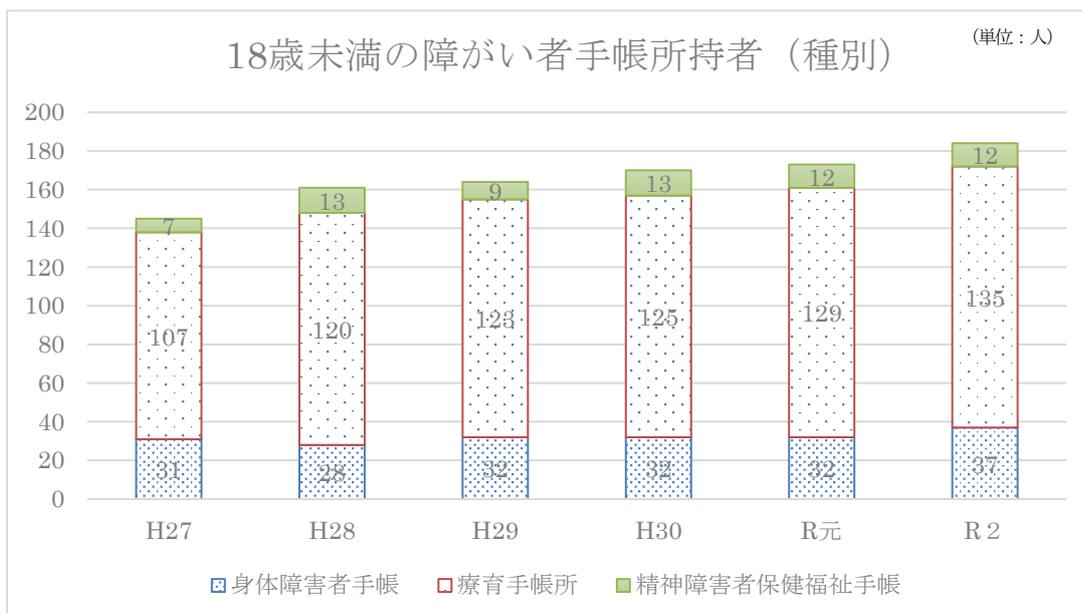
年度	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計	増減率
H 27	1,517	343	317	2,177	—
H 28	1,524	368	357	2,249	3.3%
H 29	1,487	363	389	2,239	-0.4%
H 30	1,441	383	393	2,217	-1.0%
R 元	1,426	400	411	2,237	0.9%
R 2	1,408	415	425	2,248	0.5%

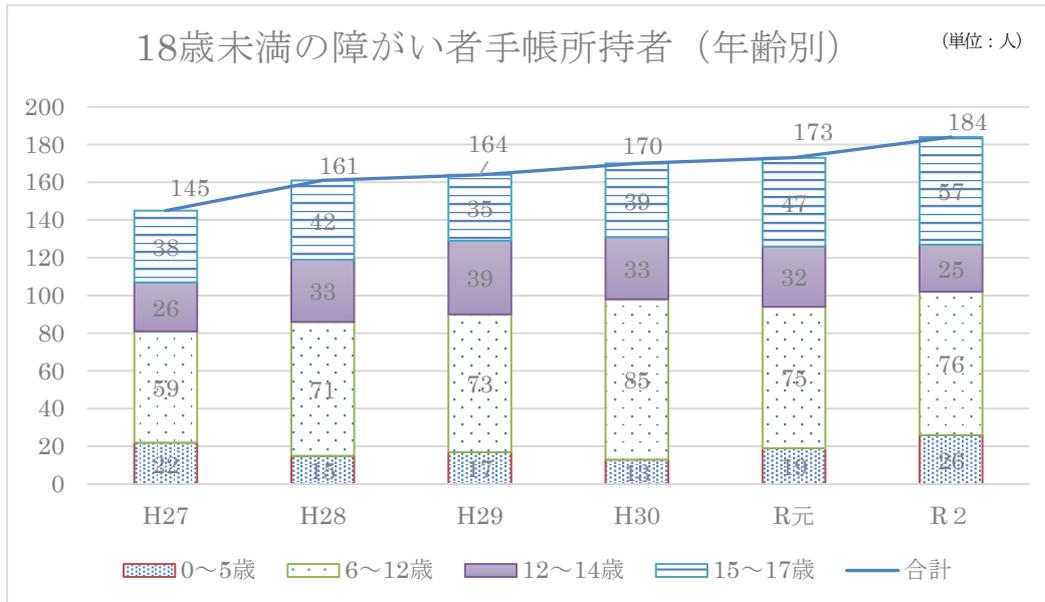


【18歳未満の障がい者手帳所持者】

(各年4月1日現在)

年度	身体障害者手帳 所持者数(人)				療育手帳所持者数(人)				精神障害者保健福祉手帳所 持者数(人)				合計
	0~ 5歳	6~ 12歳	12~ 14歳	15~ 17歳	0~ 5歳	6~ 12歳	12~ 14歳	15~ 17歳	0~ 5歳	6~ 12歳	12~ 14歳	15~ 17歳	
H27	7	15	4	5	14	41	21	31	1	3	1	2	145
H28	3	15	6	4	12	51	23	34	0	5	4	4	161
H29	5	14	9	4	12	56	28	27	0	3	2	4	164
H30	5	15	8	4	8	65	21	31	0	5	4	4	170
R元	5	13	7	7	14	56	25	34	0	6	0	6	173
R2	8	13	5	11	18	57	19	41	0	6	1	5	184





(1) 身体障がいのある人の状況

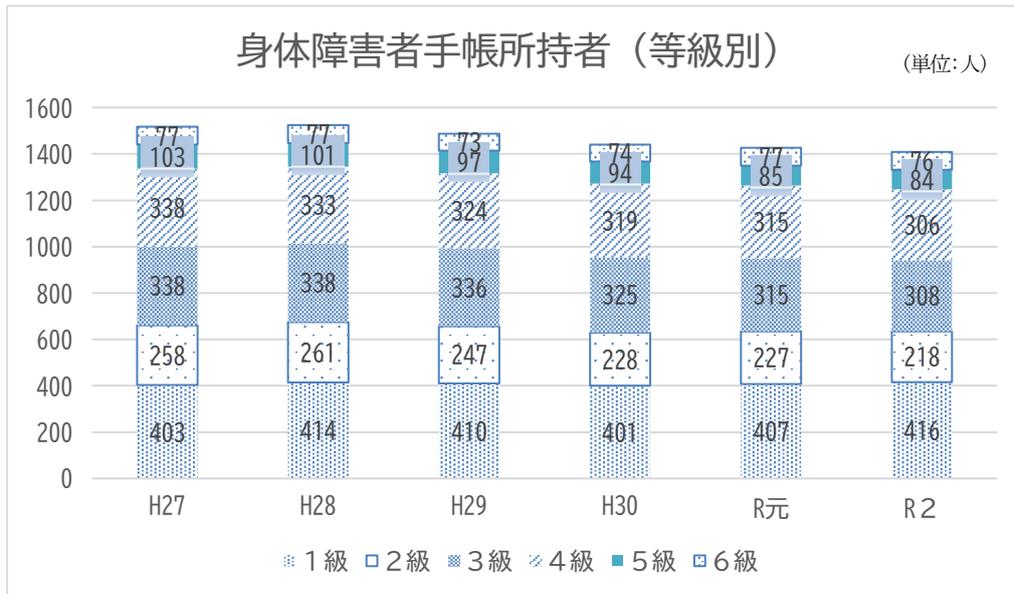
身体障害者手帳所持者は、令和2年4月1日現在、1,408人であり、障がいの等級別では、1級が最も多く、手帳所持者全体の29.5%（416人）を占めています。また、障がいの種類別では、肢体不自由が最も多く、令和2年では手帳所持者全体の51.1%（720人）、次に内部障がい34.7%（488人）を占めおり、減少しています。内部障がいのうち、心臓機能障がい最も多く、令和2年手帳所持者全体の17.0%（240人）、次に腎臓機能障がい11.3%（159人）となっており、年々増加しています。

また、18歳未満では、令和2年4月1日現在、37人であり、障がいの等級別では1級が最も多く、18歳未満の手帳所持者全体の45.9%（17人）を占めています。また、障がいの種類別では、肢体不自由が最も多く、身体障害者手帳所持者の85.2%（23人）を占めています。内部障がいのうち、心臓機能障がい最も多くなっています。

【身体障害者手帳所持者（等級別）】

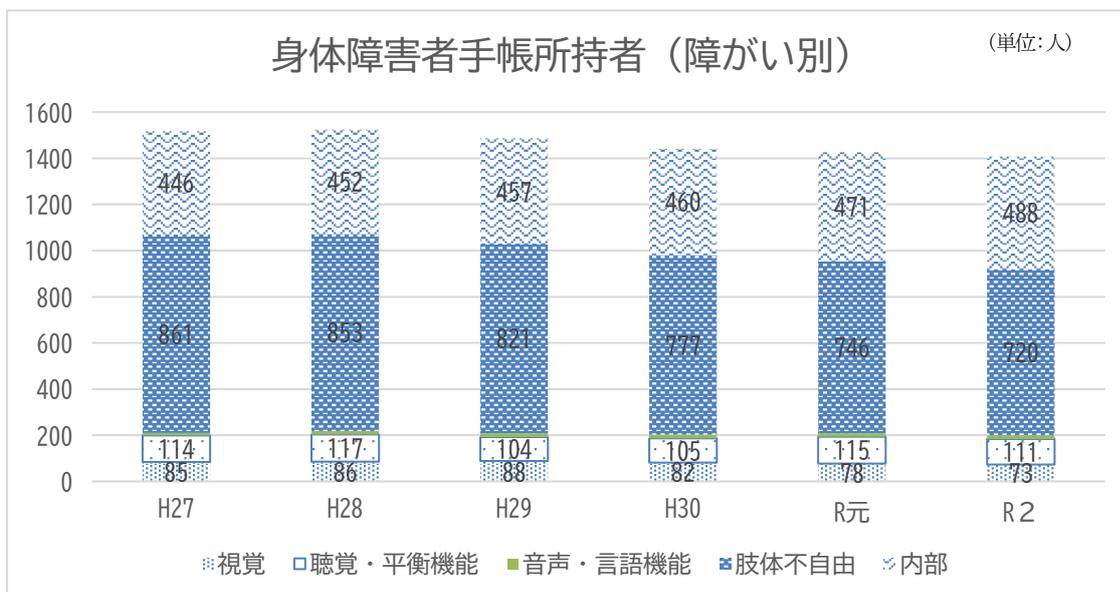
(各年4月1日現在 単位：人)

年度	等級別区分						合計	増減率
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
H 27	403	258	338	338	103	77	1,517	—
H 28	414	261	338	333	101	77	1,524	0.5%
H 29	410	247	336	324	97	73	1,487	-2.4%
H 30	401	228	325	319	94	74	1,441	-3.1%
R元	407	227	315	315	85	77	1,426	-1.0%
R2	416	218	308	306	84	76	1,408	-1.3%



【身体障害者手帳所持者（障がい別）】 (各年4月1日現在 単位:人)

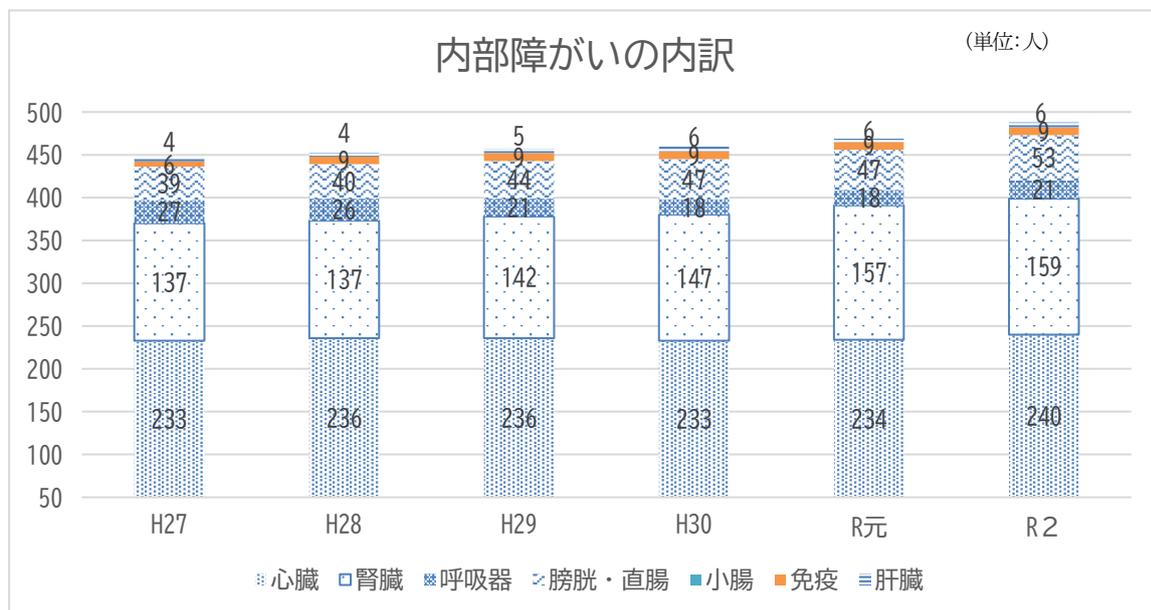
年度	障がい別区分					合計
	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	
H 27	85	114	11	861	446	1,517
H 28	86	117	16	853	452	1,524
H 29	88	104	17	821	457	1,487
H 30	82	105	17	777	460	1,441
R 元	78	115	16	746	471	1,426
R 2	73	111	16	720	488	1,408



【内部障がいの内訳】

(各年4月1日現在 単位：人)

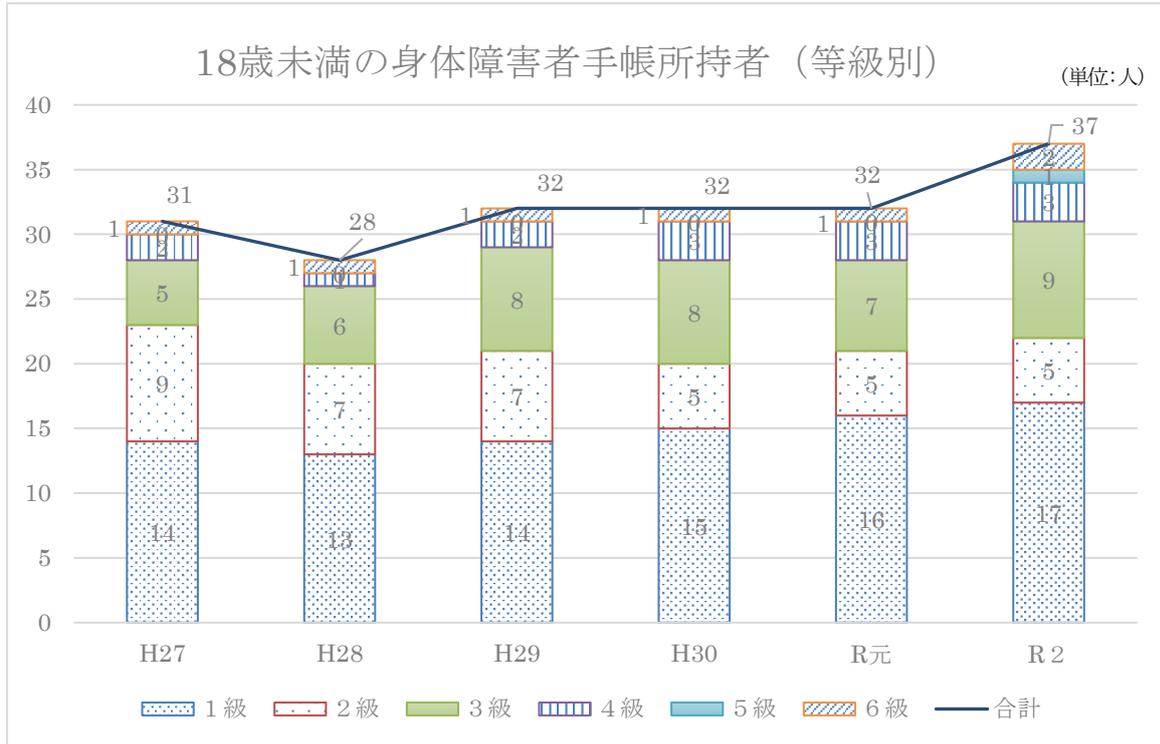
年度	内 部 障 害 内 訳							合 計
	心臓機能	腎臓機能	呼吸器機能	膀胱・直腸機能	小腸機能	免疫機能	肝臓機能	
H 27	233	137	27	39	0	6	4	446
H 28	236	137	26	40	0	9	4	452
H 29	236	142	21	44	0	9	5	457
H 30	233	147	18	47	0	9	6	460
R 元	234	157	18	47	0	9	6	471
R 2	240	159	21	53	0	9	6	488



【18歳未満の身体障害者手帳所持者（等級別）】

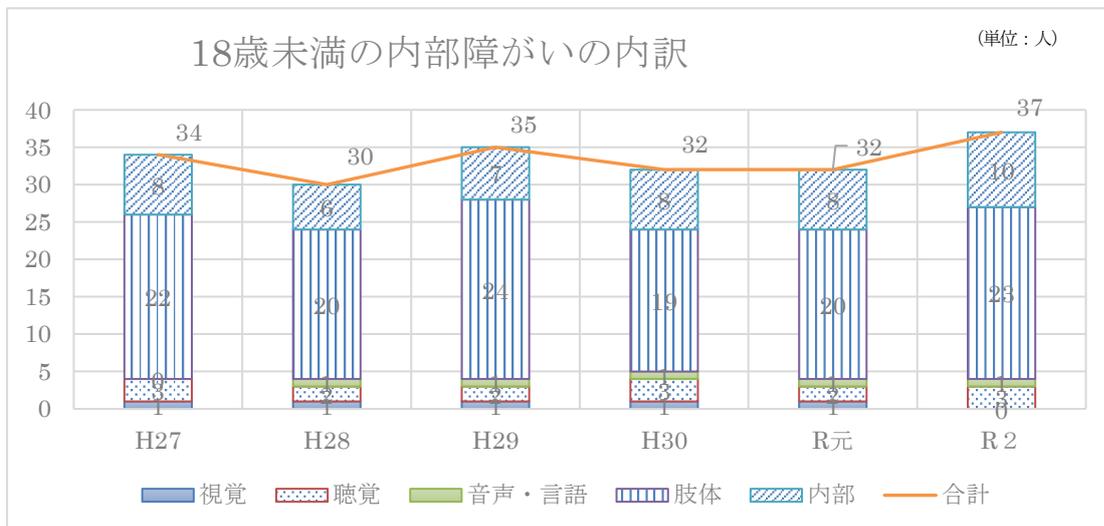
(各年4月1日現在 単位：人)

年度	等 級 別 区 分						合計	増減率
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
H27	14	9	5	2	0	1	31	—
H28	13	7	6	1	0	1	28	-9.7%
H29	14	7	8	2	0	1	32	14.3%
H30	15	5	8	3	0	1	32	0%
R 元	16	5	7	3	0	1	32	0%
R 2	17	5	9	3	1	2	37	15.6%



【18歳未満の身体障害者手帳所持者（障がい別）】（各年4月1日現在 単位:人）

年度	障がい別区分					合計
	視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	
H 27	1	3	0	22	8	34
H 28	1	2	1	20	6	30
H 29	1	2	1	24	7	35
H 30	1	3	1	19	8	32
R元	1	2	1	20	8	32
R2	0	3	1	23	10	37



【18歳未満の内部障がいの内訳】

(各年4月1日現在 単位:人)

年度	内 部 障 が い 内 訳							合 計
	心臓機能	腎臓機能	呼吸器機能	膀胱・直腸機能	小腸機能	免疫機能	肝臓機能	
H 28	5	1	0	0	0	0	0	6
H 29	6	1	0	0	0	0	0	7
H 30	7	1	0	0	0	0	0	8
R 元	8	0	0	0	0	0	0	8
R 2	10	0	0	0	0	0	0	10

(2) 知的障がいのある人の状況

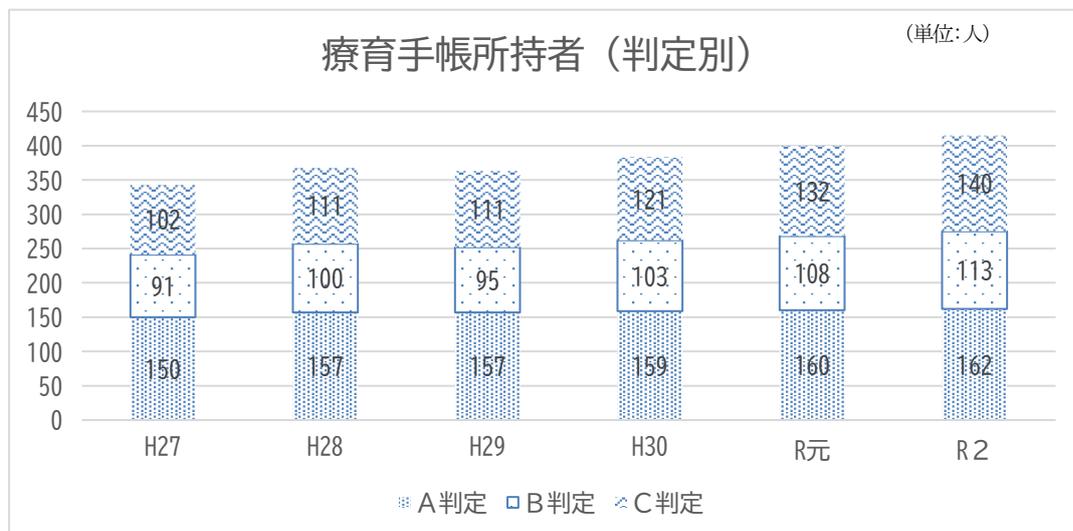
療育手帳所持者は、令和2年4月1日現在、415人であり、障がいの程度別では重度であるA判定が最も多く、手帳所持者全体の39.0%（162人）を占めています。

18歳未満の療育手帳所持者は、令和2年4月1日現在、135人で、年々増加しています。なお、障がい程度別では、軽度であるC判定が最も多く、18歳未満の62人（45.9%）を占めています。

【療育手帳所持者数の推移】

(各年4月1日現在 単位:人)

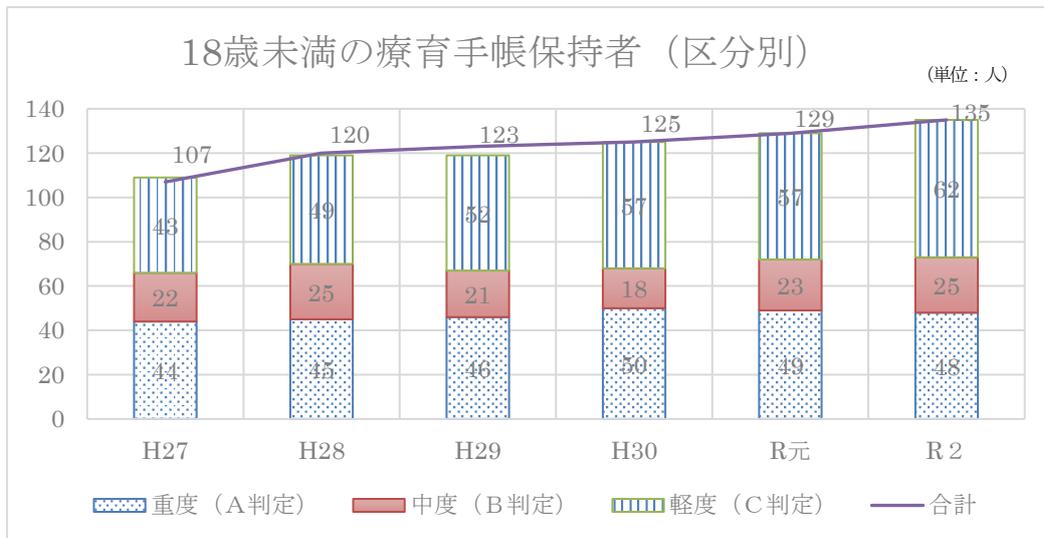
年度	程度別区分			合 計	増減率
	重 度(A判定)	中 度(B判定)	軽 度(C判定)		
H 27	150	91	102	343	—
H 28	157	100	111	368	7.3%
H 29	157	95	111	363	-1.4%
H 30	159	103	121	383	5.5%
R 元	160	108	132	400	4.4%
R 2	162	113	140	415	3.8%



【18歳未満の療育手帳所持者】

(各年4月1日現在 単位：人)

年度	程度別区分			合計	増減率
	重度 (A判定)	中度 (B判定)	軽度 (C判定)		
H 27	44	22	43	107	—
H 28	45	25	49	120	12.1%
H 29	46	21	52	123	2.5%
H 30	50	18	57	125	1.6%
R 元	49	23	57	129	3.2%
R 2	48	25	62	135	4.7%



(3) 精神障がいのある人の状況

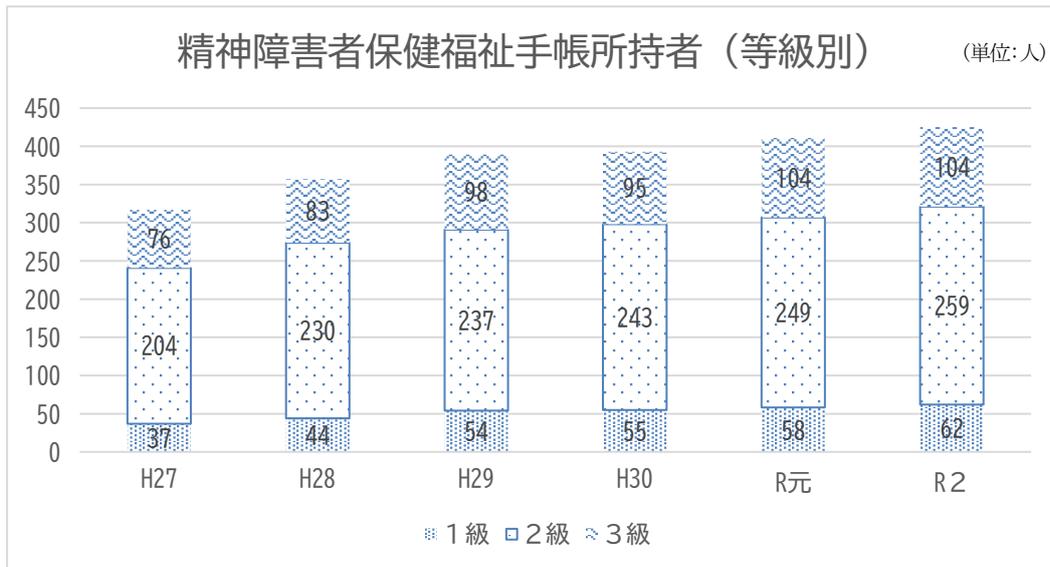
精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和2年4月1日現在、425人で、年々増加しています。障がいの等級別では2級が多くなっています。

18歳未満では、令和2年4月1日現在12人で、障がいの等級別では2級が多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、発達障がいのある人は、令和2年9月末現在65人で、20～30歳代に多くなっています。

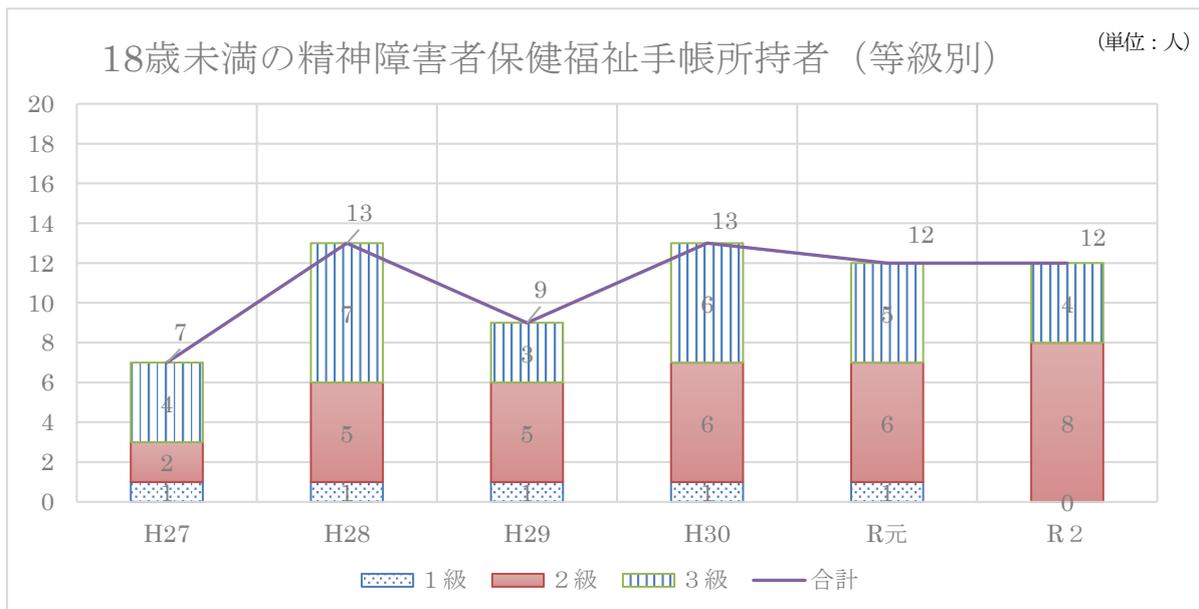
【精神障害者保健福祉手帳所持者】 (各年4月1日現在 単位：人)

年度	等級別区分			合計	増減率
	1級	2級	3級		
H 27	37	204	76	317	—
H 28	44	230	83	357	11.3%
H 29	54	237	98	389	9.0%
H 30	55	243	95	393	1.0%
R 元	58	249	104	411	4.6%
R 2	62	259	104	425	3.4%



【18歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者】 (各年4月1日現在)

年度	等級別区分			合計	増減率
	1級	2級	3級		
H27	1	2	4	7	—
H28	1	5	7	13	85.7%
H29	1	5	3	9	-30.8%
H30	1	6	6	13	44.4%
R元	1	6	5	12	-7.7%
R2	0	8	4	12	0%



【精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、発達障がいのある人】（令和2年9月末現在）

	等級別区分			年齢別							
	1級	2級	3級	18歳未満	18・19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
心理的発達の障がい (F80-F89)	0	33	19	0	11	21	13	4	1	2	0
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい (F90-98)	1	6	6	2	0	3	4	3	1	0	0
計	1	39	25	2	11	24	17	7	2	2	0

(4) 就学の状況

全在籍数のうち、特別支援学級在籍児の割合は、年々増加しています。

(毎年4月現在 単位：人)

年度	小学校			中学校		
	全在籍数	特別支援学級	割合	全在籍数	特別支援学級	割合
H 27	2,836	66	2.3%	1,552	26	1.7%
H 28	2,865	68	2.4%	1,525	27	1.8%
H 29	2,851	74	2.6%	1,481	28	1.9%
H 30	2,824	76	2.7%	1,445	30	2.1%
R 元	2,835	87	3.1%	1,421	28	2.0%
R 2	2,790	87	3.1%	1,392	34	2.4%

(5) 医療受給者の状況

精神障害者医療は、年々増加しています。

(各年度末現在 単位：人)

年度	更生医療	育成医療	精神障害者医療	障害者医療
H 27	111	4	657	600
H 28	112	9	709	616
H 29	113	8	740	612
H 30	108	6	767	628
R 元	108	7	806	621

(6) 指定難病特定医療費公費負担の状況

難病に指定されている人は、人口の約0.6%です。

(単位：人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総数	283	286	288	302	288	288

参考：半田保健所事業概要

(7) 小児慢性特定疾患医療費助成の状況

小児慢性特定疾患医療費助成を受けている人は、神経・筋疾患が増えています。

(単位：実人員)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
悪性新生物	8	6	7	5	5	4
慢性腎疾患	4	4	4	3	2	2
慢性呼吸器疾患	1					1
慢性心疾患	4	4	5	6	8	7
内分泌疾患	10	8	12	6	7	6
膠原病	2					1
糖尿病	2	1	1	1		
先天性代謝異常	4	1	1	1	1	1
血液疾患	3	2	1	1	1	2
免疫疾患			1			
神経・筋疾患	2	4	4	6	7	8
慢性消化器疾患		1	1			1
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群					1	2
皮膚疾患						
骨系統疾患						1
合計	40	31	37	29	32	36

参考：半田保健所事業概要

3 アンケート調査の結果

(1) アンケート調査の実施概要

ア 調査目的

東浦町障がい者いきいきライフプラン（第3期東浦町障害者計画、第6期東浦町障害福祉計画、第2期東浦町障害児福祉計画）策定に向け、障がいのある人の生活実態等を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

イ 調査対象

町内在住の方で下記に該当する者のうち在宅の方1,500名を対象（全体の67.5%）

- ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者
- ②障害福祉サービスを利用している者

ウ 調査期間

令和2年1月17日（月）から令和2年2月14日（金）まで

工 調査方法

郵送配布・郵送回収

オ 回収結果

850 件（回収率 56.7%）

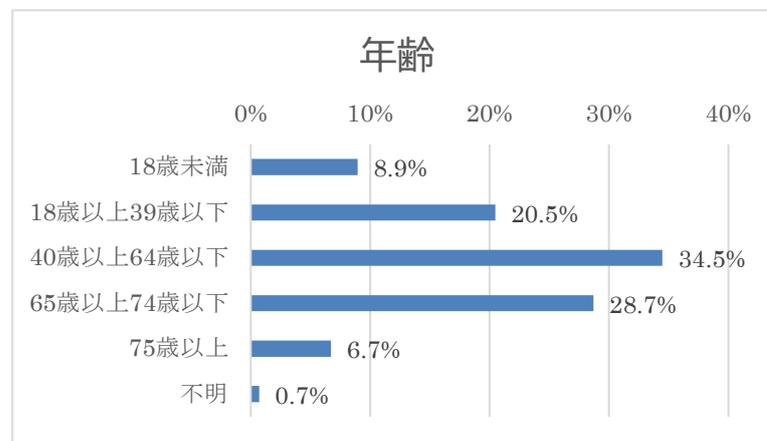
(2) アンケート調査の結果概要

ア 項目ごとの傾向について

① 回答者の「性別・年齢・家族の状況」について

回答者の性別は、男性が53.2%、女性が46.6%とほぼ同じ割合ですが、年齢は、40～64歳が34.5%、65～74歳は28.7%となっています。一人で暮らしている方は13.3%いました。

回答者の18歳未満76人のうち、0～4歳は9人（11.8%）、5～9歳は19人（25.0%）、10～18歳未満は48人（63.2%）です。



② 障がいの状況について

全回答者のうち身体障害者手帳所持者は538人（63.3%）で、その主たる障がいは、肢体不自由（上肢、下肢、体幹）51.2%、内部障がい30.0%となっています。

療育手帳所持者は203人で、全体の23.9%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は187人で、全体の22.0%となっています。

発達障がいとして診断されたことがある人は、152人で、全体の17.9%です。

難病（特定疾患）の認定を受けている人は、65人で全体の7.7%です。

回答者の18歳未満では、身体障害者手帳所持者は0～4歳は4人（5.3%）、5～9歳は17人（2.6%）、10～18歳未満は17人（22.3%）です。身体障害者手帳所持者22人のうち、1級は11人（50%）と多く、主たる障がいは、肢体不自由15人（68.2%）内部障がい4人（18.2%）、聴覚障がいは3人（13.6%）です。

18歳未満の療育手帳所持者は、66人（86.8%）、そのうち0～4歳は7人（10.7%）、5～9歳は18人（27.3%）、10～18歳未満は41人（62.1%）です。A判定は28人（42.4%）、C判定が27人（40.9%）です。

18歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者は、3人（3.9%）で、すべて3級でした。

18歳未満の発達障がいと診断されたことがある人は、51人（67.1%）のうち、0～

4歳は3人(5.9%)、5～9歳は17人(33.3%)、10～18歳未満は31人(60.8%)です。

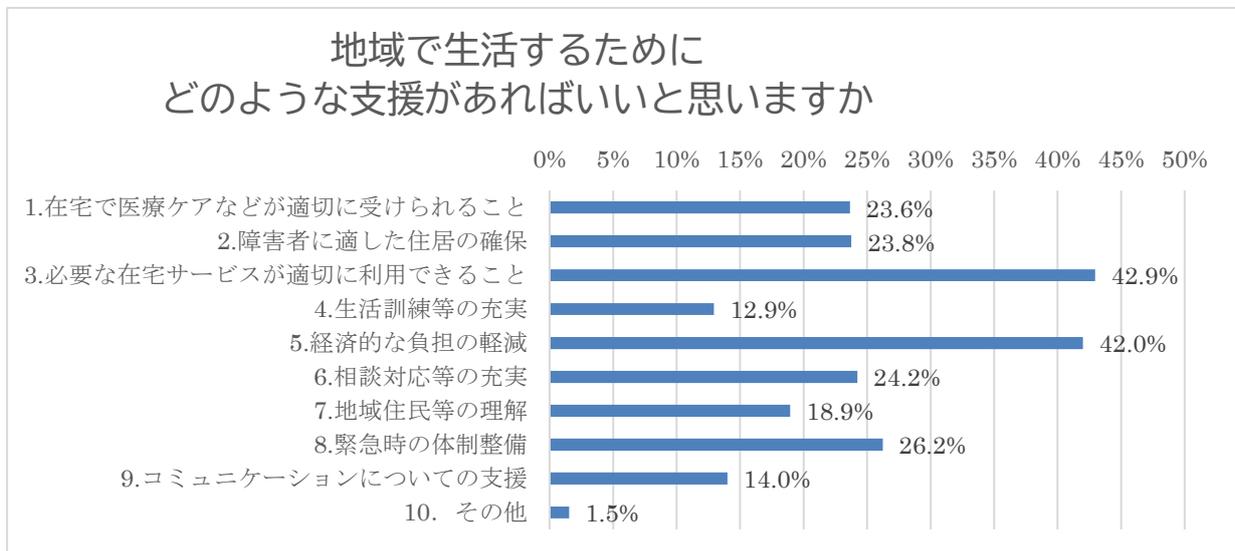
18歳未満の難病(特定疾患)の認定を受けている人は、7人(9.2%)で、そのうち0～4歳は2人(28.5%)、5～9歳は2人(28.5%)、10～18歳未満は3人(42.9%)です。

③ 住まいや暮らしについて

回答者の82.7%が家族と暮らしており、9.8%が一人で暮らしています。

また、4.0%が福祉施設や病院で生活しています。福祉施設や病院で生活している方の内、41.2%が今のまま生活したいと回答し、家族と一緒に生活をしたいと回答した方は26.5%となりました。

「地域で生活するためにどのような支援があればいいと思いますか」については、「必要なサービスが適切に利用できること」が42.9%、「経済的な負担の軽減」が42.0%と多くなっています。

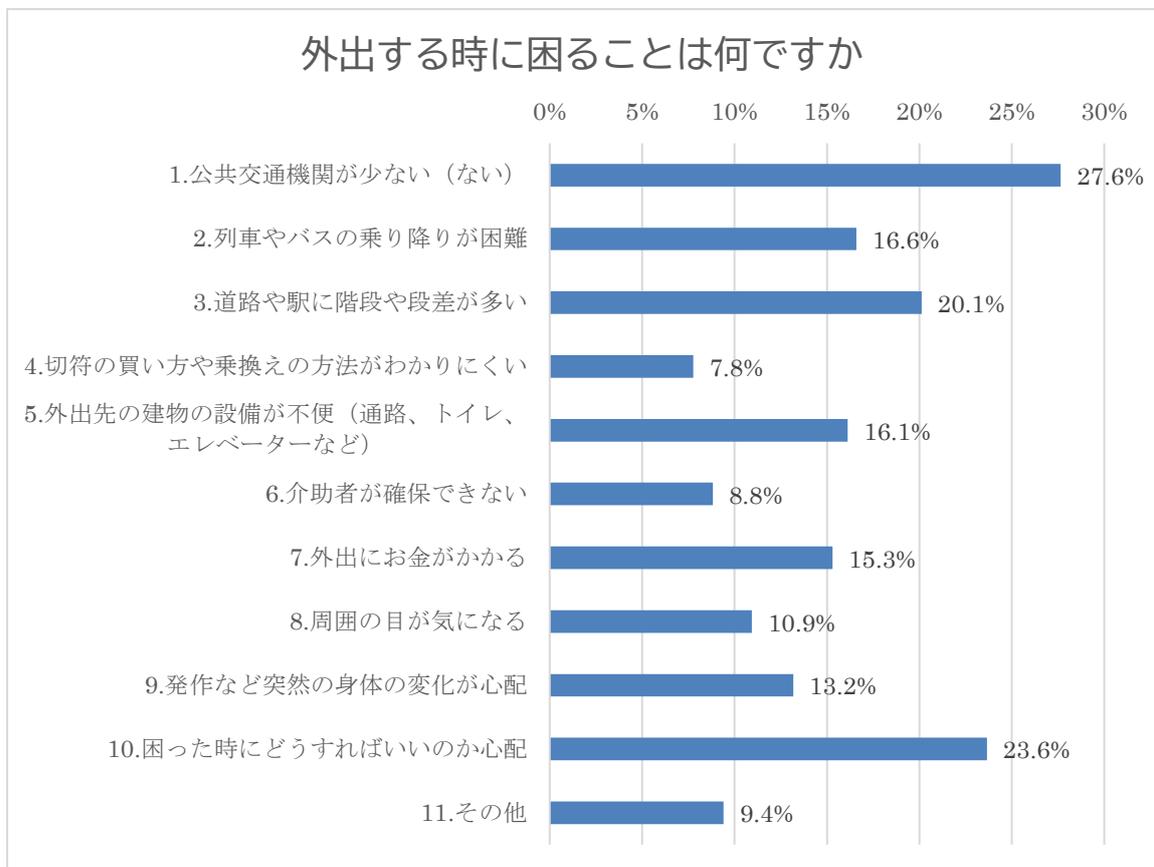
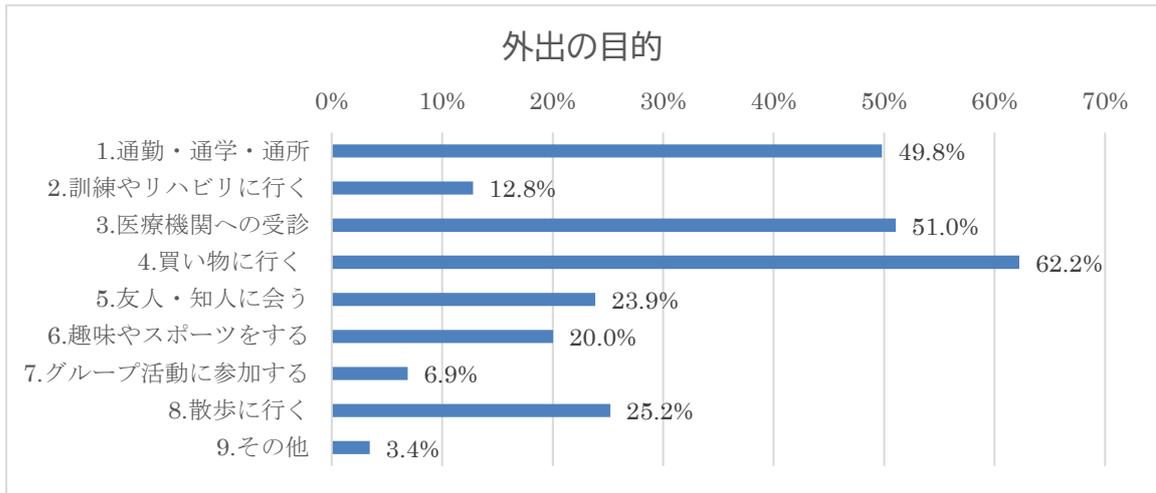


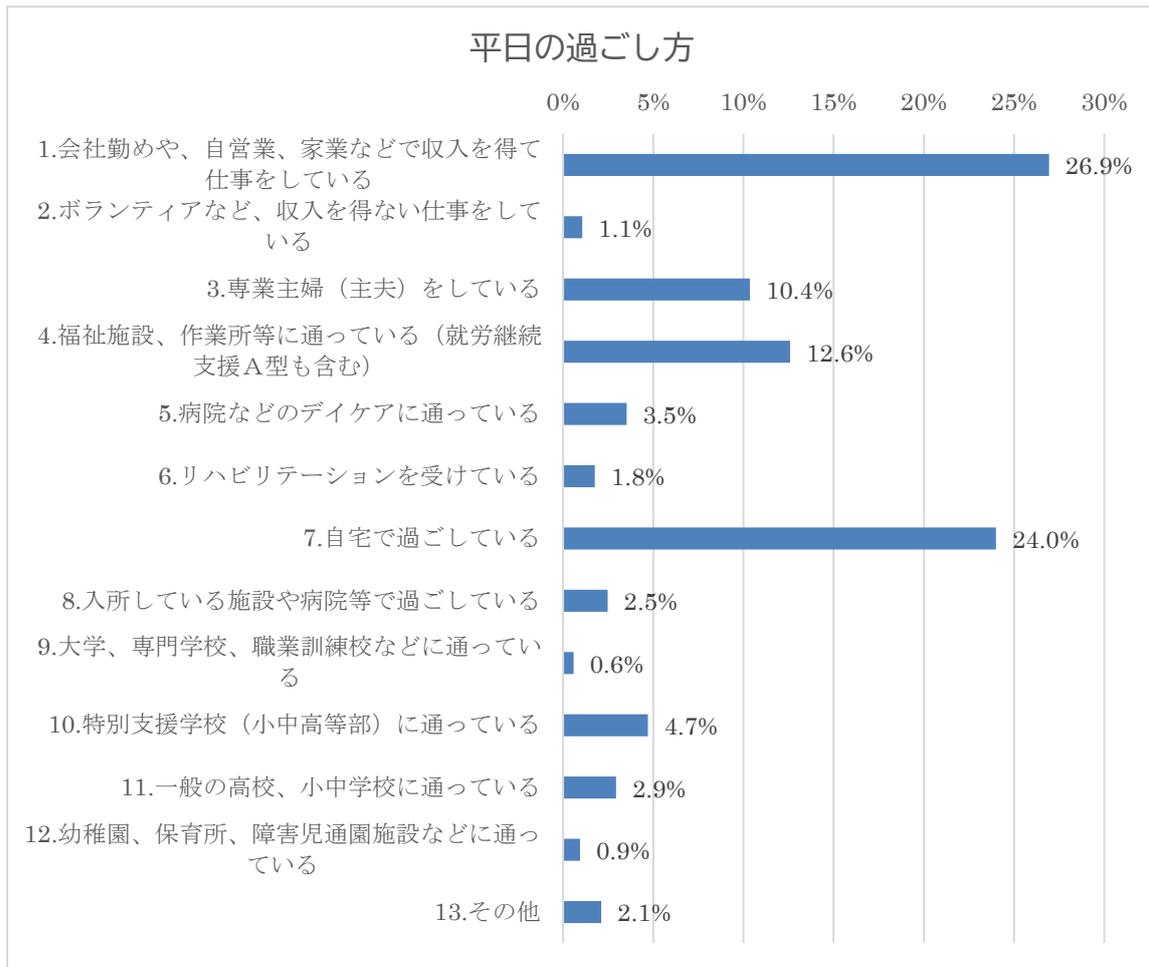
④ 日中活動や就労について

外出の目的は、62.2%が買い物、51.0%が医療機関への受診、49.8%、通勤・通学・通所となっています。

「外出するときに困ることは何ですか」については、「公共交通機関が少ない」が27.6%、「困った時にどうすればいいのか心配」が23.6%となっています。

主な日中の過ごし方については、24.0%が自宅で過ごしており、26.9%が仕事をして収入を得ています。仕事をしている人の勤務形態は、正規職員で他の職員と勤務条件に違いはない人は38.9%、パート・アルバイト等の非常勤務や派遣の仕事の人は38.9%でした。





⑤ 障害福祉サービス等の利用について

障害区分認定を受けている人は、81人（9.5%）、介護認定を受けている人は、114人（13.4%）となっています。

現在利用しているサービスの主なものとして、相談支援（8.0%）、就労継続支援A B（7.2%）、生活介護（6.6%）、移動支援（5.8%）、放課後等デイサービス（5.1%）となっています。

現在利用していないが、今後利用したいサービスの主なものには、バス乗車運賃助成（23.9%）、相談支援（21.4%）日常生活用具（17.6%）、自立訓練（17.3%）、就労定着支援（15.8%）、就労移行支援（15.4%）となっています。

18歳未満の利用しているサービスで多いものは、就労継続支援A B（11.8%）短期入所（ショートステイ）（11.8%）、行動援護（10.5%）、日中一時（10.5%）、バス乗車運賃助成（10.5%）となっています。今後利用したいサービスで多いものは、放課後等デイサービス（36.8%）、相談支援（15.8%）、移動支援（6.6%）となっています。

【障害支援区分の認定状況】

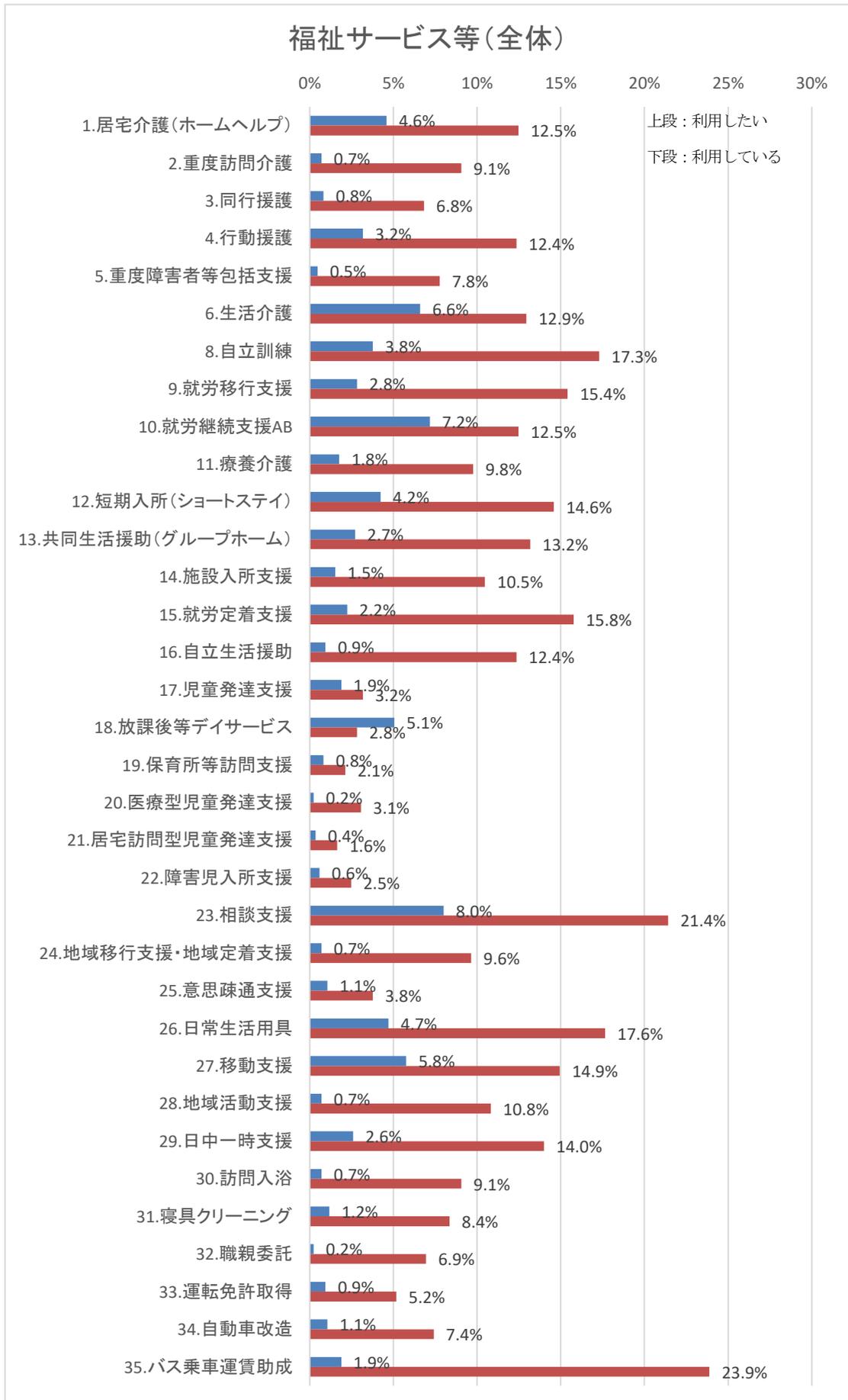
（単位：人）

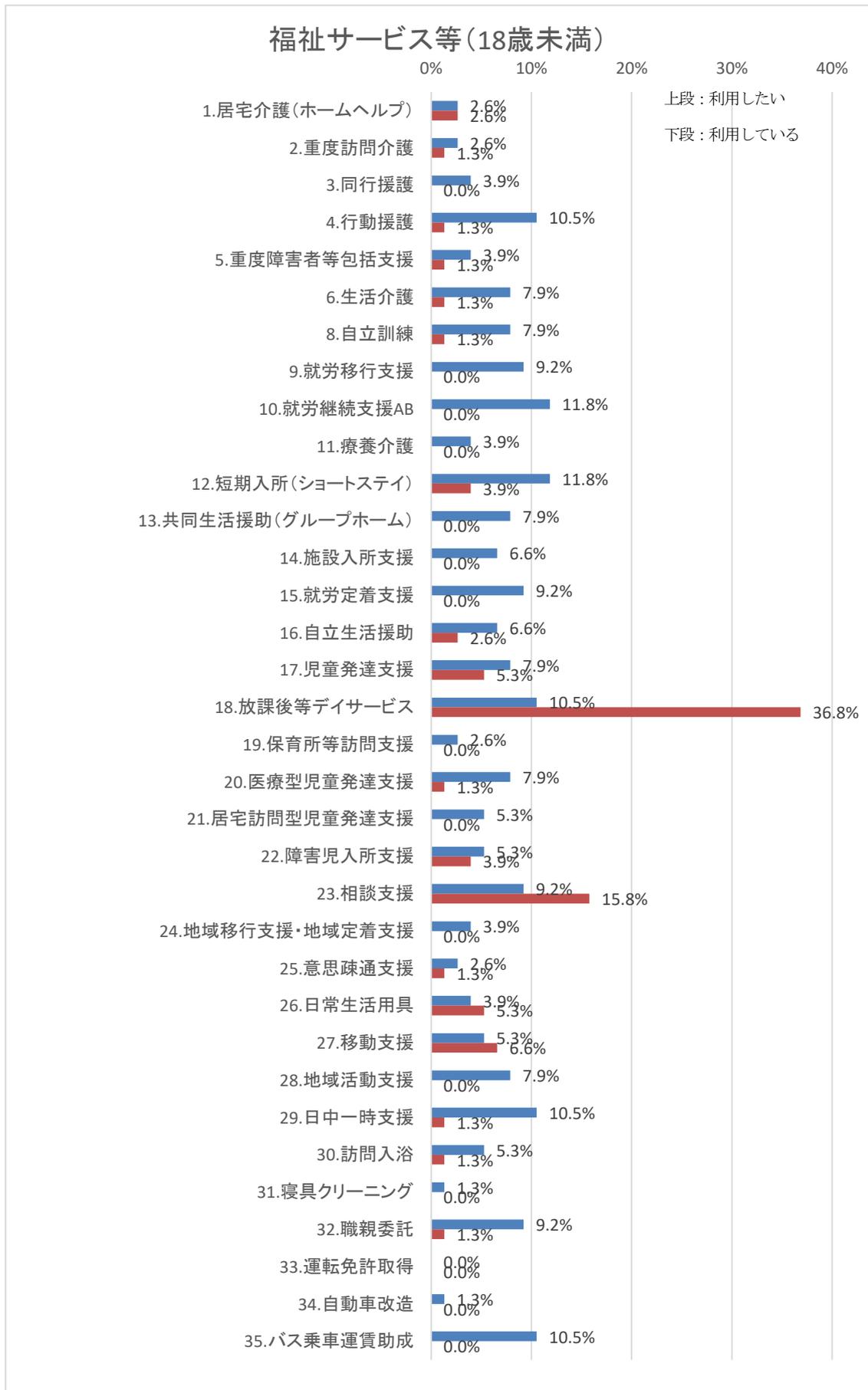
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
人数	5	12	22	16	18	8	81
割合	0.6%	1.4%	2.6%	1.8%	2.1%	0.9%	9.5%

【介護保険の認定状況】

(単位：人)

	40～64歳	65～74歳	75歳以上	計	割合
要支援1	1	10	1	12	2.0%
要支援2	3	8	6	17	2.9%
要介護1	2	7	4	12	2.0%
要介護2	3	14	8	25	4.2%
要介護3	4	10	4	18	3.0%
要介護4	2	12	2	16	2.7%
要介護5	2	8	4	14	2.4%
計	17	69	29	114	19.2%



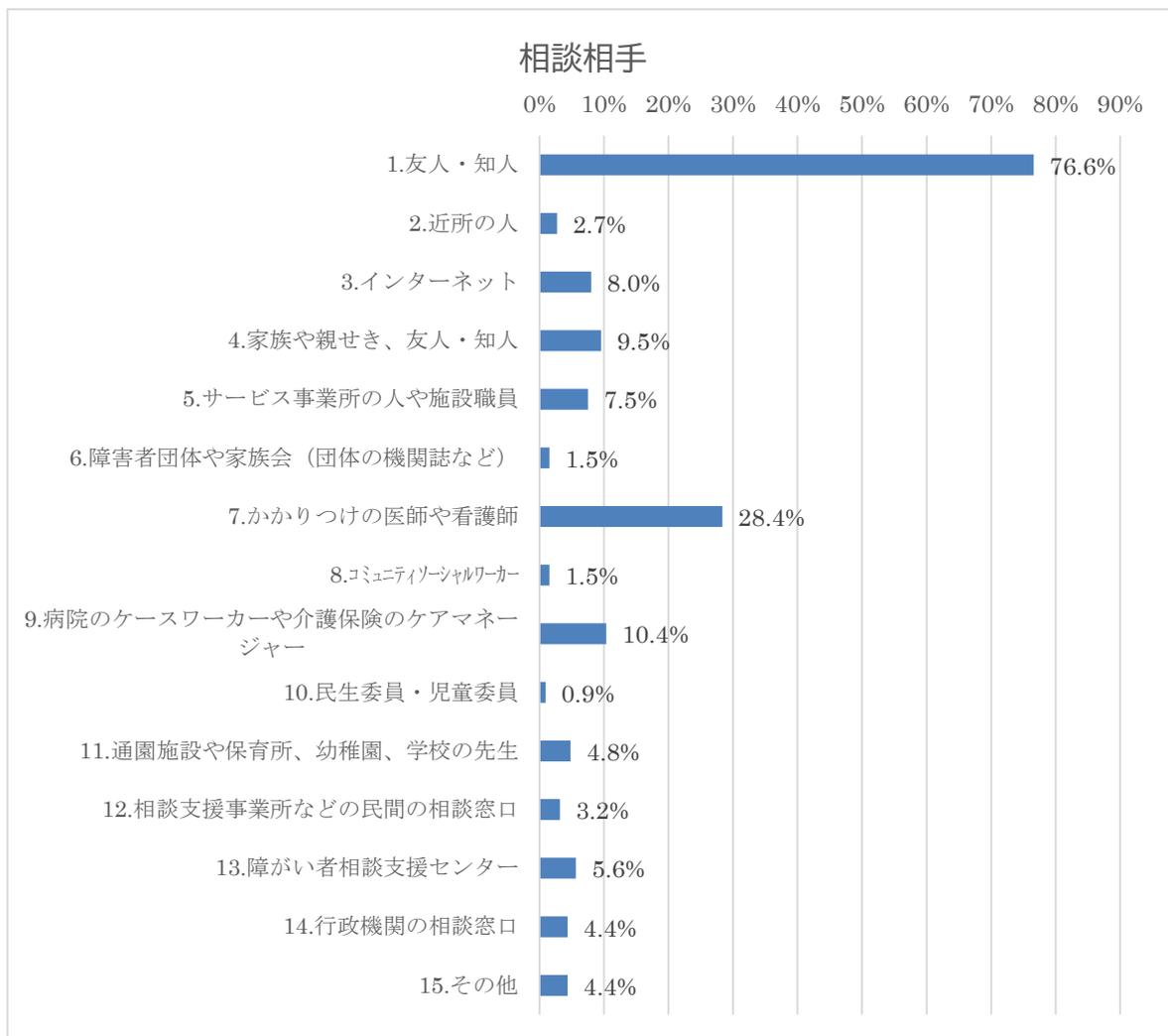


⑥ 相談相手について

相談する人は、友人・知人(76.6%)が最も多く、次いでかかりつけ医や看護師(28.4%)、病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー(10.4%)となっています。

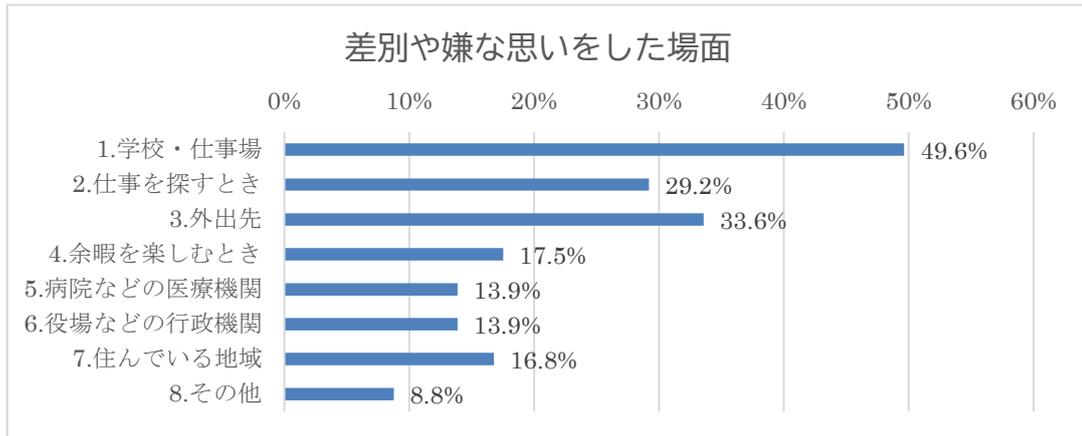
そのうち、18歳未満の相談相手は、「家族・知人」が69人(95.8%)、「かかりつけの医師や看護師」が33人(43.4%)、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が35人(46.1%)となっています。

相談相手については、家族や友人等、身近な人や、かかりつけの医師や看護師、病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー等、資格のある人に相談・助言を求めている人もいます。



⑦ 権利擁護について

「差別を受けたり、見たことがありますか」の問いに、16.1%があると回答しています。その内訳として、学校、職場や外出先等で障がいがあることで嫌な思いをする(した)ことがあると回答しています。



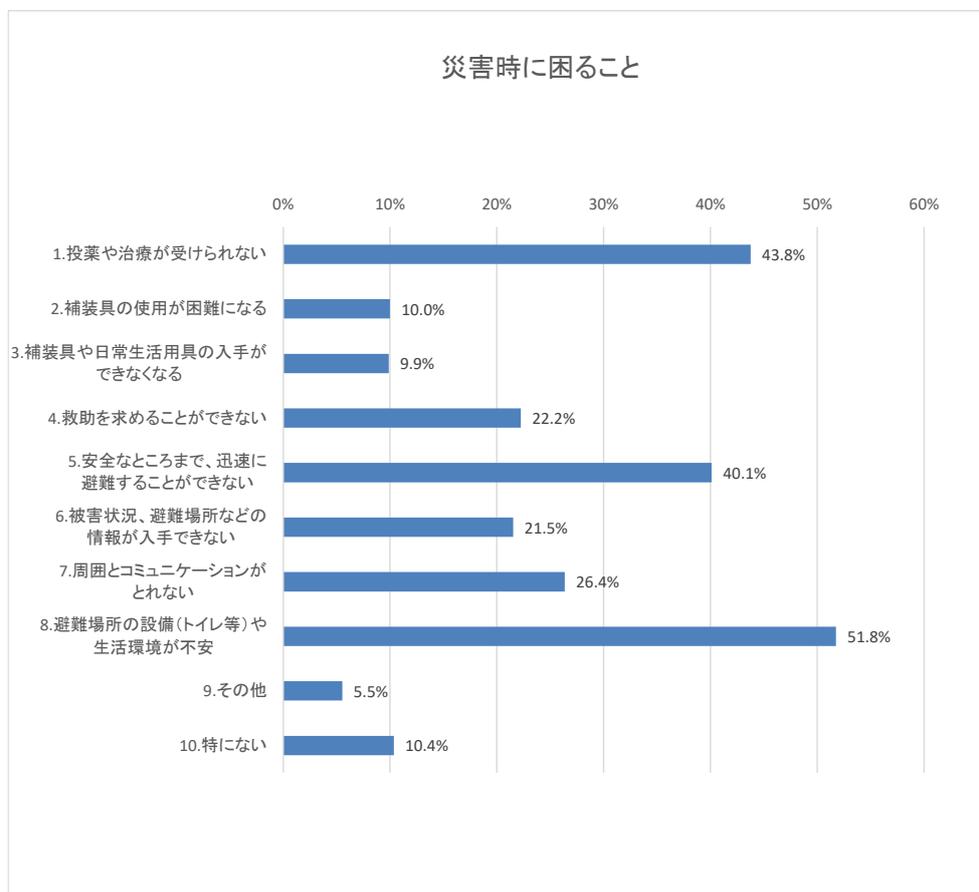
虐待防止法について知らない人は62.2%、虐待を通報する義務があることを知らない人は59.2%、虐待防止センターがあることを知らない人は84.9%となっています。

成年後見制度については、名前も内容も知らない人が34.4%いました。

⑧ 災害時の避難等について

避難場所まで一人で避難することが出来ない、わからない人は58.1%、また、近所に助けてくれる人がいない、わからない人は72.2%でした。

災害時に困ることは、避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安（51.8%）、次いで投薬や治療が受けられない（43.8%）となっています。



⑨ヘルプカード、ヘルプマークについて

ヘルプカード、ヘルプマークについて知らない人は24.0%、内容は知らない人は6.2%います。

イ まとめ

回答者の8割が家族と暮らしているものの、高齢で一人暮らしの人もおり、当事者及び介護者ともに高齢化が進んでいく状況にあります。

障がい者の就労では、職場での障がい理解について、障がい特性の知識や理解が不足していると感じている方が多いことから、職場における環境面において、障がいに関する情報提供など知識や理解を深めていくための啓発や、適性と能力に応じた職に就くことができるよう、引き続き就労移行や職業訓練等のサービス提供の確保を図っていきます。

また、障がい者の重度化・高齢化に伴い、介助者の高齢化や障がい児（者）の「親亡き後」の問題を視野に入れ、地域において求められている相談、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を強化する必要があります。

相談相手は身内だけでなく、各々の相談内容に応じた専門性の高い相談窓口が必要であり、そうした相談窓口がどのようにすれば活用できるのかといった周知方法の充実を図っていく必要があります。

権利擁護や成年後見制度では、判断能力の不十分な人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護し、支援をしていく必要がありますが、制度自体を知らない人が多いため、制度に関する知識や理解を深めるための周知について、情報提供に努めていく必要があります。

災害時の避難については、自力や家族の助けなどで避難場所まで迅速に避難することが出来ない人が、災害時に必要な情報を迅速かつ適切に把握し、避難するためには、他者の支援が必要となるため、地域ぐるみで避難支援体制の整備を進めていく必要があります。

また、差別解消法、ヘルプマーク等、当事者や家族以外にも周知を広げる必要があります。

第2部 障害者計画

第1章 基本的な考え方

1 基本理念

平成21年3月策定の「第2期東浦町障害者計画」では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の基本理念のもと、「誰もが互いに分かりあい 共に支えあい 安心して暮らせる まち ひがしうら」を基本目標としてきました。

障害者基本法第1条に規定されているように、障がいの有無にかかわらず、ひとしく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるという理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す必要があります。

こうしたことから、第3期東浦町障害者計画では、障害者基本法と障害者総合支援法の考え方を踏まえ、「第6次東浦町総合計画」の基本理念である「つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち」を基本として、国の第4次障害者基本計画「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して実現できるよう支援」に基づき、障がいがあっても、地域で自分らしく自立した生活が実現できるまちを共に創っていくため、「地域で生き生きと自分らしく自立した生活が実現できるまち ひがしうら」を基本理念とします。

地域で生き生きと自分らしく

自立した生活が実現できるまち ひがしうら

2 SDGs（持続可能な開発目標）とのつながり

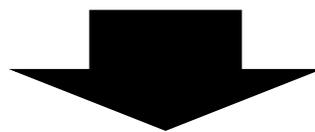
SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、社会・経済・環境の3つの側面から捉えることができる17のゴールから構成されており、持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。



SDGsは、グローバルな課題の解決に向けて各国が取り組むものですが、それを達成するには自治体レベルでの取り組みが不可欠です。本計画で定める基本理念や基本目標の達成を目指す施策を推進することは、SDGsが定めるゴールへとつながっていきます。

基本理念

地域で生き生きと自分らしく 自立した生活が実現できるまちひがしうら



3 基本目標

1 安心安全な生活環境の整備



安心安全に暮らしていくことができる生活環境を整備するため、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティ（※）の向上を推進します。

2 差別解消及び権利擁護の推進



障がいのある人の権利を守り、差別の解消を推進します。

障がいや障がいのある人への理解を深めるために、啓発活動を推進します。

障がいのある人の尊厳を傷つける様々な虐待の防止策に努めます。

3 自立した生活支援の推進



障がいのある人が住み慣れたまちで自立した生活を送ることができるため、相談支援体制を充実するとともに、きめ細やかな障害福祉サービスの展開に推進します。

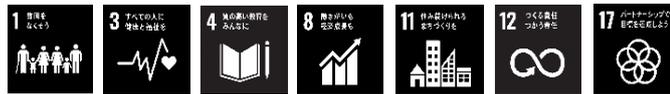
4 障がいのある子どもに対する支援の充実



関係機関の連携により、障がいのある子どもの支援体制の充実を図ります。

適切な発育・発達支援につなげるために、疾病や障がいの早期発見、早期療育、相談支援体制の強化等に努めます。

5 社会参加の促進



就労支援の推進を図り、職場体験等を通じて就労意欲を高め、雇用の場の拡大を目指します。

地域の多様な交流・つながりを深めるために、交流の場・機会の充実に努めます。文化芸術活動やスポーツなど、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを促進します。

※アクセシビリティ…施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさ

第2章 基本計画

1 施策の体系

基本目標	施策分野	具体的施策
1 安心安全な生活環境の整備	(1) 安心安全な生活環境の整備	ア 人にやさしい街づくりの推進
	(2) 移動しやすい環境の整備	ア 移動手段の充実
	(3) アクセシビリティの向上	ア アクセシビリティの向上
	(4) 防災・防犯等の推進	ア 防災等対策の推進 イ 防犯対策の推進
2 差別解消及び権利擁護の推進	(1) 障がい者を理由とする差別の解消	ア 広報・啓発の推進
		イ 福祉教育の推進
		ウ 差別解消の推進
		エ 行政サービス等における配慮
	(2) 権利擁護の推進	ア 権利擁護の推進
		イ 障がい者虐待の防止
3 自立した生活支援の推進	(1) 相談支援体制の充実	ア 相談支援体制の充実
	(2) 意思決定支援の推進	ア 意思決定支援の推進
		イ 意思疎通支援の充実
	(3) 障害福祉サービスの充実	ア 福祉サービスの充実
	(4) 地域包括ケアシステムの構築	ア 地域包括ケアシステムの構築
		イ 保健医療サービスの充実
4 障がいのある子どもに対する支援の充実	(1) 早期からの相談支援体制の整備	ア 早期発見・早期治療に対する支援
	(2) 発達支援の体制整備	ア 早期療育の推進
		イ 療育支援体制の充実
		ウ 障がい児保育の充実
	(3) 医療的ケアが必要な子ども等への包括的支援	ア 医療的ケアが必要な子ども等への包括的支援
	(4) 特性に応じた教育の推進	ア 特別支援教育の充実・就学支援の充実
5 社会参加の促進	(1) 社会参加への支援	ア 社会参加への支援
		イ ボランティア活動の推進
		ウ 地域福祉活動の推進
	(2) 文化芸術活動・スポーツ等の振興	ア 芸術活動・スポーツ等の推進
	(3) 就労支援・定着支援の充実	ア 雇用・就労の促進
		イ 福祉的就労への支援

2 基本目標と施策

基本目標1 安心安全な生活環境の整備

(1) 安心安全な生活環境の整備

ア 人にやさしい街づくりの推進

障がい者の安心、安全な地域生活を確保するために、公共施設等のバリアフリーを推進するとともに、福祉のまちづくりに対する住民の理解を深めることが重要になります。

誰もが暮らしやすい環境となるために、人にやさしい街づくりの推進に努めています。

しかし、アンケート調査から「外出する時に困ること」について、「道路や駅に階段や段差が多い」171人(20.1%)、「列車やバスの乗り降りが困難」141人(16.6%)、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」137人(16.1%)となっています。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」及び愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

また、障がい者だけでなく誰もが安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等の生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、市街地まで連続したバリアフリー環境の整備を、今後も継続的に努めます。

施策・事業	内 容	担当課
ア 人にやさしい 街づくりの推進	不特定多数の利用がある建設物、公共交通機関の施設等、公園、道路等の生活関連施設においては、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。【一部修正】	障がい支援課 都市計画課 土木課 各施設管理担当課
	人にやさしい街づくりに配慮した公共施設の整備等を推進します。【継続】	関係各課
	障がい者が居住する住居について、バリアフリー化等を行うための住宅改修費の助成を行い、障がい者が安心して暮らしができるように努めます。【継続】	障がい支援課 ふくし課

(2) 移動しやすい環境の整備

ア 移動手段の充実

障がいのある方の外出や社会参加のためには、移動しやすい環境が必要です。

公共交通機関の障害者割引には、障がいの程度等に応じて異なります。

アンケート調査から「外出する時に困ること」について、最も多いのは、「公共交通

機関が少ない」が235人(27.6%)となっています。

外出、余暇活動等の社会参加の支援をするためにも公共交通機関の利用の配慮が必要です。

施策・事業	内 容	担当課
ア 移動手段の充実	町運行バス「う・ら・ら」の障害者手帳所持者の料金無料を継続します。 また、路線バスにおけるノンステップバスの導入に向けての働きかけをします。【新規】	防災交通課
	町運行バス「う・ら・ら」において、車いす対応の特殊車両を運行し、障がい者等の社会参加を促進します。【継続】	防災交通課
	外出、余暇活動等の社会参加の支援をするため、福祉タクシーの利用や自動車の利用等に関する各種助成をします。【新規】	障がい支援課

(3) アクセシビリティの向上

ア アクセシビリティの向上

アクセシビリティとは、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことを言います。

アンケート調査から「障害福祉サービスをより利用しやすくするために、今後希望すること」については、情報が欲しい(46.0%)、情報を提供してほしい(28.6%)、わかりやすくしてほしい(28.2%)となっています。

令和元年6月に施行された「読書バリアフリー法(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)」は、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すものです。

本町では、図書等の配達サービスについて、館内やホームページで周知を行い、デイジー図書(デジタル録音図書)の導入をしました。

また、障がいのある方が情報を入手しやすくするために、点字や音声コードによる情報提供を行っています。

障がいの特性や年齢などにより、福祉情報の内容が異なることから、情報発信内容等について、障がいのある人の視点に立って、検討していく必要があります。

施策・事業	内 容	担当課
ア アクセシビリティ の向上	<p>広報紙やホームページ等、障がいのある人がわかりやすくなるように、アクセシビリティの向上に努めます。【新規】</p>	<p>広報情報課 障がい支援課 関係各課</p>
	<p>関係機関と連携して、障がいのある人の地域生活が向上するように情報内容の充実を図ります。【新規】</p>	<p>障がい支援課 関係各課</p>
	<p>障がい者優先駐車場や多目的トイレの設置目的や利用マナーについて周知します。【新規】</p>	<p>関係各課</p>
	<p>災害発生時、又は災害が発生する恐れがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業所、消防機関、警察等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した情報伝達の体制を促進します。【新規】</p>	<p>防災交通課 ふくし課 障がい支援課</p>
	<p>意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうための絵記号等の普及及び理解の促進を図ります。【新規】</p>	<p>関係各課</p>
	<p>意思疎通を図ることに支障のある障がい者に対して、手話通訳等の支援を行うとともに、支援を行う者の人材育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実します。【新規】</p>	<p>障がい支援課</p>
	<p>図書館を利用しやすいように、障がいの状況に応じて対面朗読の実施や録音図書、点字図書、字幕入りDVD、その他障がい者用資料（マルチメディアデージー）の郵送を含めた貸し出しや活字読み上げ装置の提供を行います。</p> <p>また、サービスについて周知し、利用促進を図ります。【新規】</p>	<p>図書館</p>

(4) 防災・防犯等の推進

ア 防災等対策の推進

障がい者をはじめ、すべての人が安心して安全に暮らすためには、防災・防犯などの生活の安全対策は重要な課題になります。

特に災害発生時の地域での迅速な対応が不可欠であり、安否確認や避難誘導、避難所生活での障がい者に対する特別な配慮など、支援体制の整備が必要になります。

本町では、災害対策として、避難行動要支援者名簿の作成と一般の避難所では、避難生活が困難な要配慮者が利用できる福祉避難所の指定等（協定）を行っています。

しかし、全国的に大規模災害が相次ぎ、障がいのある人が犠牲となるのかなど、災害に不安を感じる人も少なくありません。

アンケート調査から「地震や台風等の災害時に困ること」については、避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安（51.8%）、次いで投薬や治療が受けられない（43.8%）となっています。

「東浦町地域防災計画」及び「東浦町水防計画」に基づき、防災知識の普及啓発に努めるとともに、障がい者などの災害弱者について、災害発生時に的確かつ迅速な安否確認、避難誘導を行うため、地域、防災及び福祉などが関係機関として連携を図る支援体制づくりに努めます。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症の発生を踏まえ、障がいのある人の感染予防対策や、感染した場合の医療・福祉体制の確保に取り組むとともに、感染症が発生し、職員が不足する施設等に対し、県や障害者施設関係団体の協力体制を検討するなど、将来を見据え、新たな感染症対策を推進する必要があります。

【避難行動要支援者名簿】

(各年4月1日現在 単位：人)

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
登録者数	121	225	346	124	220	344	237	342	579

施策・事業	内 容	担当課
ア 防災等対策の推進	避難行動要支援者名簿や福祉避難所等の周知を継続するとともに、障がいのある人及び当事者団体の協力を得ながら、研修や訓練等を行い、災害対策の強化に取り組みます。【新規】	防災交通課 ふくし課 障がい支援課
	地域防災計画に基づき、関係機関との連携を図りながら、防災知識の普及啓発、地区防災訓練への参加を呼びかける等、防災意識の向上を図ります。【継続】	防災交通課
	災害発生時に的確かつ迅速な安否確認、避難誘導を行うため、配慮者を把握し、地域、防災及び福祉等が関係機関として連携を図る支援体制づくりに努めます。【継続】	防災交通課 ふくし課
	障がい者等の災害弱者が、避難先で必要とする災害用備蓄物資や資機材等の整備を進めます。【継続】	防災交通課 ふくし課
	災害が発生した時、障がい者が避難所で安心して生活できるよう、福祉施設と協定を締結するなど、福祉避難所等の整備を進めます。【継続】	防災交通課 ふくし課 障がい支援課
	新型コロナウイルス感染症等の感染症について、家族や支援者及び保健所の協力を得ながら、障がいのある人の感染予防対策を講じるとともに、障がいのある人が感染した場合の支援体制を整備します。【新規】	障がい支援課 健康課

イ 防犯対策の推進

障がいのある方が犯罪行為やトラブルに巻き込まれるケースもあるため、防犯対策についても充実を図る必要があります。

防犯対策では、地域の防犯パトロールを通じ、地域の安全を推進するとともに、障がい者の犯罪被害を防ぐため、FAX110番やNet110番を周知し、防犯支援に努めます。

施策・事業	内 容	担当課
イ 防犯対策の推進	地域の防犯パトロールを実施し、犯罪、事故等の防止の普及に努めます。【継続】	協働推進課
	聴覚障がいのある人を犯罪や事故等から守るため、愛知県警察が行っている、FAX110番やNet119番による緊急通報システムの普及啓発に努めます。【継続】	障がい支援課
	障がいのある人が巻き込まれる犯罪被害を防止するため、警察をはじめとする関係機関と連携しながら注意喚起を行い、防犯対策に一層取り組みます。【新規】	防災交通課 障がい支援課

基本目標2 差別解消及び権利擁護の推進

(1) 障がいを理由とする差別の解消

ア 広報・啓発の推進

障がい理解への広報・啓発活動の機会や内容等を充実し、一層の理解の促進を図ります。特に、一般の理解が遅れているとされる精神障がい、知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がい及び難病等について、障がい特性や必要な配慮等に関する理解が深まるよう、普及・啓発を進めます。

また、障がい者団体が行う地域における交流活動の支援を行い、住民相互の交流を進め、福祉のこころの醸成に努めます。

ヘルプマーク及びヘルプカードは、見た目では分からない何らかの障がいのある人が、「今、あなたの支援が必要です」と周囲に伝えるために利用することで、災害時や日常生活での困りごとを周りの方が解決しやすくするものです。このヘルプマーク及びヘルプカードの配布と周知を継続します。

【ヘルプマーク及びヘルプカードの配布数】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ヘルプマーク	—	127	120
ヘルプカード	238	494	268

施策・事業	内 容	担当課
ア 広報・啓発の推進	住民に配布される「広報ひがしうら」や「ひがしうらのふくし」、町のホームページ、講演会等を通じて、「障がい」や「障がい者」に関する住民への啓発に取り組みます。【継続】	広報情報課 ふくし課 障がい支援課 社会福祉協議会
	「障害者週間」、9月の「障害者雇用支援月間」、12月の「障害者月間」等を通じた啓発活動を推進します。【継続】	障がい支援課 図書館
	福祉や教育、保健、医療分野など、障がいのある人と接点の多い事業所や機関において、研修への参加を促進するとともに、様々な障がいの特性を理解できるような研修や参加者の知識、経験等に応じた研修など、研修内容の充実に努めます。【新規】	障がい支援課 関係各課

イ 福祉教育の推進

地域の福祉力を向上させるために、福祉講座や講演会等を実施するとともに、小中学校及び高校での福祉実践教室を実施することにより、助け合いや思いやりの心を育んでいます。

また、保育園においては、障がいの有無に関わらず一緒に保育をすることにより、日常生活の中で思いやる体験を重ね理解する心を育んでいます。

令和2年6月施行された「改正バリアフリー法」では、「心のバリアフリー※」の推進を学校教育との連携等により推進することも示されています。

今後も、障がい当事者との交流や福祉施設での体験活動等を通じ、子どもの頃から助け合いや思いやりの心を育む機会を増やすようにし、更なる地域の福祉力の向上を図っていきます。

※心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと。

施策・事業	内 容	担当課
イ 福祉教育の推進	知的障がいや発達障がい、精神障がい等、多様化する障がいの理解を深めるとともに、町職員や教職員の資質の向上を図るための研修プログラムを検討します。【継続】	秘書人事課 障がい支援課 ふくし課 学校教育課
	出前講座や講演会の開催等を実施するとともに、福祉施設や保健所等の保健福祉サービスの実施機関と連携しながら、地域住民の理解を深め、地域の福祉力の向上を図ります。【継続】	障がい支援課 ふくし課 児童課 健康課 生涯学習課
	多くの住民が訪れる「にじいろフェスタ」を通じて、福祉への関心を広げ、地域の福祉の向上を図るとともに、助け合いの心を育みます。【継続】	社会福祉協議会
	町内の小中高校生が手話や車いす体験等を通じて、助け合いや福祉について学べるよう、福祉実践教室を実施します。【一部修正】	学校教育課 社会福祉協議会
	町内の小中学校で行われる、総合学習や選択教科等において、福祉領域の主題を設定し、障がい者との相互交流など福祉教育の推進に努めるとともに、助け合いの心を育みます。【継続】	学校教育課 社会福祉協議会
	保育園では、障がいの有無に関わらず一緒に保育園の生活をするにより、助け合い・思いやる体験を重ね、理解の基礎を育みます。【継続】	児童課

ウ 差別解消の推進

すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法等に基づき、性別、年齢、障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努める必要があります。

障がいに関する理解不足や誤解のために障がい者が差別や偏見にさらされることのないよう、更なる普及啓発活動が必要です。

障がい者差別解消のための研修を、町職員に対して実施し、窓口対応などの職員への啓発をしております。

アンケート調査から「差別を受けたり見たり聞いたりしたこと」について、あると回答したのは137人(16.1%)でした。そのうち、差別や嫌な思いをしたのは、学校・仕事場68人(49.6%)、外出先46人(33.6%)、仕事を探すとき40人(29.2%)となっています。

差別解消の促進と合理的配慮に関する研修を実施し、職員の障がいに対する理解促進に努めました。

障がいのある人の人権を守り、差別の解消を推進するため、障害者差別解消法や対応要領について福祉従事者や住民へ周知し、障がい者から合理的配慮の要望があった場合は適切に対応します。

引き続き、職員向けの障がい差別解消の促進と合理的配慮に関する研修を実施について周知を行います。

施策・事業	内 容	担当課
ウ 差別解消の推進	障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、行政だけでなく企業や町民に広く周知し、社会全体で障がいのある人の差別解消や合理的配慮の提供の取組が展開されるように努めます。 【新規】	障がい支援課 関係各課
	障害者差別解消法に規定される基本方針に基づき、同法の適切な運用及び障がいを理由とする差別解消の推進に取り組みます。 【継続】	障がい支援課 関係各課

エ 行政サービス等における配慮

障害者差別解消法の成立に伴い、行政機関等がその事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合は、必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととされました。

「社会的障壁の除去についての必要かつ合理的配慮」とは、障がい者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障がい者に対し、個別の状況に応じて講じられる措置とされています。

アンケート調査から「どこで差別や嫌な思いをしたか。」について、役場などの行政機関と19人(13.9%)が回答しました。

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、窓口等の体制づくりに努めるとともに、障がいのある人に配慮した行政サービスの実施に努めていく必要があります。

また、職員等の障がい者理解の促進に努めるとともに、障がい者がその権利を円滑に行使することができるように、障がい者に対して、選挙等における配慮を行います。

施策・事業	内 容	担当課
エ 行政サービス等 における配慮	職員等の障がい者理解を促進するとともに、窓口等における障がい特性に配慮した対応の徹底を図ります。【新規】	関係各課 障がい支援課
	選挙において、スロープの設置など障がいに配慮した投票所を設置し、障がい者が円滑に投票できるようにします。また、障がい者が自らの意思に基づき投票ができるよう、点字投票、代理記載、郵便投票等の投票制度を実施し、障がい者の投票機会の確保に努めます。【一部修正】	総務課

(2) 権利擁護の推進

ア 権利擁護の推進

本町においては、知多半島5市5町の共同で特定非営利法人知多地域成年後見センターに委託し、判断能力が十分でない障がい者等の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

アンケート調査から「成年後見制度」について、名前も知らない方は280人(34.4%)、内容は知らない方は292人(32.9%)となっており、障がいなどにより判断が十分でない人の権利を守る「成年後見制度」の認知度は少ない状況です。

障がい等により判断能力が十分でない障がい者が、悪質商法の被害者となったり、身体的、経済的な虐待や財産侵害を受けるなど、権利や財産が侵害されることを防ぐため、成年後見制度や日常生活自立支援制度など、障がい者の権利擁護に関する利用を推進します。

施策・事業	内 容	担当課
ア 権利擁護の推進	障がい者の権利擁護に関する事業及び財産管理の支援について、成年後見センターの利用促進や普及啓発に努めます。【継続】	障がい支援課
	愛知県社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業について、スムーズに契約と利用につながるよう、関係機関と連携を図り、推進します。【継続】	障がい支援課 社会福祉協議会
	判断能力が不十分な障がいのある人に対し、成年後見制度に関する相談や情報提供、申立てへの支援とともに、日常生活の自立に向けた支援を推進します。【新規】	障がい支援課

イ 障がい者虐待の防止

障害者虐待防止法は平成24年10月に施行され、障がい者に対する虐待の禁止、虐待を防止するための施策、虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援、養護者の支援等が定められました。

アンケート調査から、虐待防止法について知らない方は529人(62.2%)います。また、通報義務について知らない方は、503人(59.2%)、虐待防止センターについて知らない方は、722人(84.9%)となっています。

令和元年度は町内障がい関係事業所に虐待に関するアンケートを実施し、令和2年度に施設関係者の資質向上のための研修会を実施予定です。

障がい支援課内に設置する障がい者虐待防止センターを中心に、地域の関係機関と連携し、虐待対応に対する体制強化を図る必要があります。

障がい支援課内に設置する障がい者虐待防止センターにおいて、虐待の相談・通報・届出に対し、迅速・適切な対応に努めています。しかし、住民や事業所従事者に対して虐待通報義務の周知が不十分のため、広報活動を積極的に実施し、周知します。

引き続き関係機関との連携強化を図るため、虐待防止ネットワーク運営委員会やモニタリング会議を高齢者虐待と共同で行います。また、自立支援協議会での研修や広報紙等を通じて虐待通報先や虐待防止に関する理解・啓発をしていきます。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
ネットワーク運営委員会(回)		1	1	1
モニタリング会議(回)		4	4	3
コアメンバー会議(回)		7	3	5
スクリーニング会議(回)		0	3	0
通報・相談件数 (件)	養護者	7	4	3
	施設従事者	1	0	2
	使用者	2	0	0
虐待認定件数 (件)	養護者	4	3	2
	施設従事者	0	0	1
	使用者	2	0	0
対応総件数 (件)	養護者	7	4	3
	施設従事者	1	0	2
	使用者	2	0	0
終結件数(件)		1	1	2

※対応総件数は年度内に虐待に関する相談に対応した人数

施策・事業	内 容	担当課
イ 障がい者虐待の 防止	障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の相談・通報・届出に対する迅速・適切な対応や虐待の未然防止に努めるとともに、虐待防止に関する理解・啓発を進めます。【継続】	障がい支援課
	虐待の防止や早期対応につながるよう、虐待に関する正しい理解の普及や相談支援体制の充実を図ります。【新規】	障がい支援課 ふくし課 児童課

基本目標3 自立した生活支援の推進

(1) 相談支援体制の充実

ア 相談支援体制の充実

障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する整備を図ることが必要です。

本町では、相談支援事業を委託している障がい者支援センターを基幹相談支援センターとして、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行っています。

また、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制の強化を図る必要があります。

アンケート調査から、相談する人は、友人・知人（76.6%）が最も多く、次いでかかりつけ医や看護師（28.4%）、病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー（10.4%）となっています。障がい者支援センターは48人（5.8%）と、専門職による相談が少ないのが現状です。

障がい者やその家族の一般的な相談から専門的な相談まで、様々な相談に対して適切に支援できるよう、基幹相談支援センターである障がい者支援センターを中心に、関係機関等と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

また、発達障がい者等のライフステージに応じた相談支援のあり方を検討し、行政機関を始めとする関係機関との連携を図ります。

施策・事業	内 容	担当課
ア 相談支援体制 の充実	身体・知的・精神障がい、難病、医療的ケア児等に対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士をはじめとする相談支援専門員を配置した「障がい者支援センター」を中心に、関係機関等と協働で、当事者の暮らしを中心に据えた、相談支援の充実を図ります。【一部修正】	障がい支援課
	相談機能の一層の向上に向け、保健、医療、教育、福祉、労働等の関係機関、サービス提供事業所やNPO、民生委員・児童委員等と連携を図り、地域関係者のネットワークの構築に努めます。 また、自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、困難事例における情報共有化等を図り、障がい者が安心して暮らせる支援体制を推進します。【一部修正】	障がい支援課 児童課 健康課 学校教育課 社会福祉協議会
	地域における相談窓口として、民生委員との連携強化や当事者が相談に応じる相談活動の支援など、多様な相談支援活動の推進を図ります。【一部修正】	障がい支援課 ふくし課
	発達障がい児等のライフステージに応じた相談支援体制のあり方を検討し、関係機関と連携を図るとともに、体制の強化を図ります。【継続】	障がい支援課 ふくし課 児童課 健康課 学校教育課

(2) 意思決定支援の推進

ア 意思決定支援の推進

自らの意思を決定することや表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の意思及び自己決定を尊重する観点から、障がいの特性に応じた意思決定支援を行うこととともに、身近な地域で相談を受けることができる体制を構築することが求められています。

施策・事業	内 容	担当課
ア 意思決定支援の推進	相談支援専門員やサービス管理責任者を中心に、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及に努めます。【新規】	障がい支援課

イ 意思疎通支援の充実

障がい者の言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供や障がいの特性に応じた意思疎通支援を行う必要があります。

施策・事業	内 容	担当課
イ 意思疎通支援の充実	手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及を図り、手話を使用しやすい環境を整備することができるよう支援します。【新規】	障がい支援課

(3) 福祉サービスの充実

ア 福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、障がいの特性や程度に応じ、必要な支援を必要な時に受けられる様々な福祉サービスの充実が求められています。

アンケート調査から、サービスに満足している人は221人(26%)、満足していない人は81人(9.5%)となっています。そのうち、サービスに満足していない理由では、利用できるサービスが少ないと回答したのは45人(38.8%)と最も多くなっています。

社会資源を効果的に利用できる方法の検討等、地域生活の支援体制の充実を図ることが大切です。

障がいのある人が、自立した地域生活を送るために必要なサービスを、自己決定ができるようサービス提供体制の充実を図り、安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を確立します。

また、ライフステージを通じて切れ目のない各種サービスの提供を図り、地域で安心して暮らせる生活を支援します。

施策・事業	内 容	担当課
ア 福祉サービスの充実	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は、障がい者が様々な福祉サービスを受ける上で必要なものであるため、広報等を通じて、制度の周知に努めます。【継続】	障がい支援課
	日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等の地域生活支援事業について、ニーズに応じた事業の充実に努めます。【継続】	障がい支援課
	精神科病院等を退院し、地域で生活する精神障がい者が安心して地域生活が送れるよう、地域相談支援等の障害福祉サービスの提供体制の確保に努めます。【継続】	障がい支援課
	障がい者が地域で暮らすことができる基盤整備に努めるとともに、必要なサービスが受けられるよう、障害福祉計画で定める数値目標の確保に努めます。【継続】	障がい支援課
	車椅子、スロープ及び福祉車両等の貸出しを行い、生活支援に努めます。【継続】	社会福祉協議会
	高齢障がい者や介護保険第2号保険者が、障害福祉サービスや介護保険サービス等を円滑に利用できるよう、関係機関との連携を強化し、障がいの特性やこれまでの生活を考慮したサービス提供に向けた支援に努めます。【新規】	障がい支援課 ふくし課

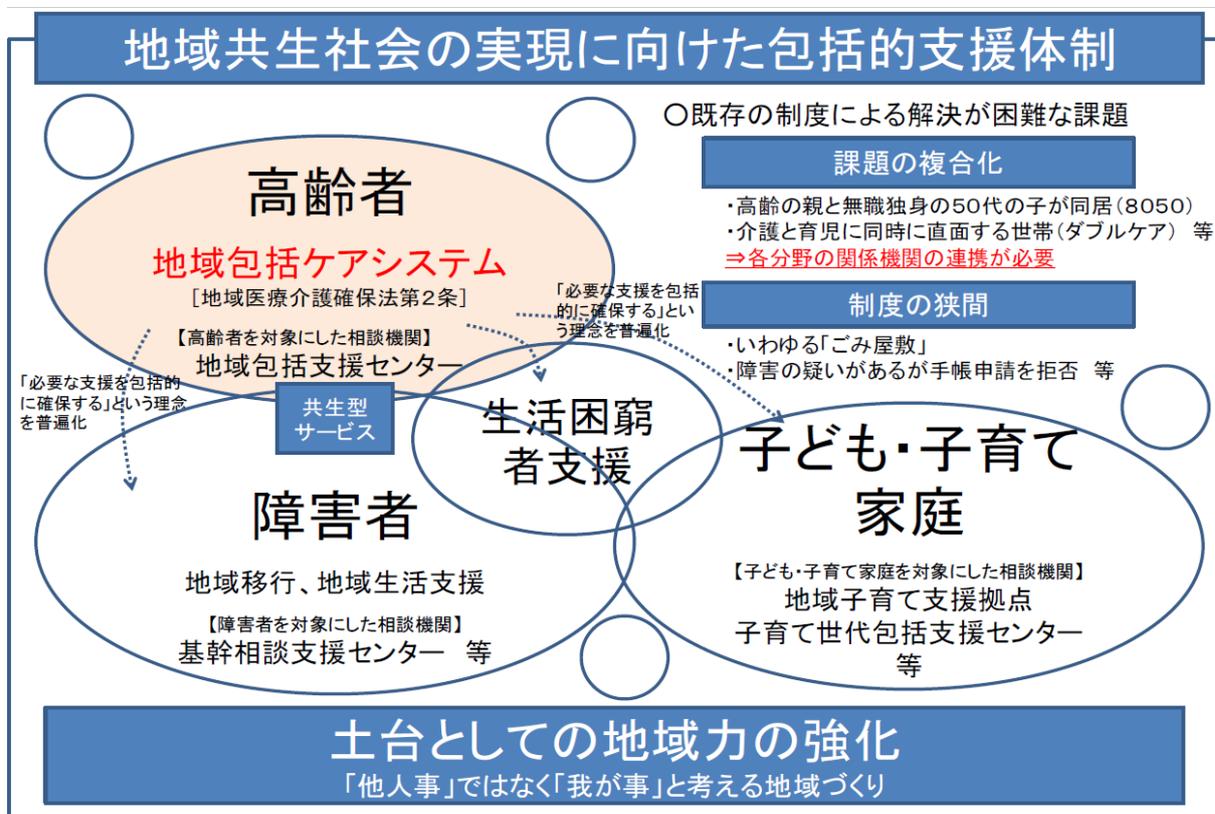
(4)地域包括ケアシステムの構築

ア 地域包括ケアシステムの構築

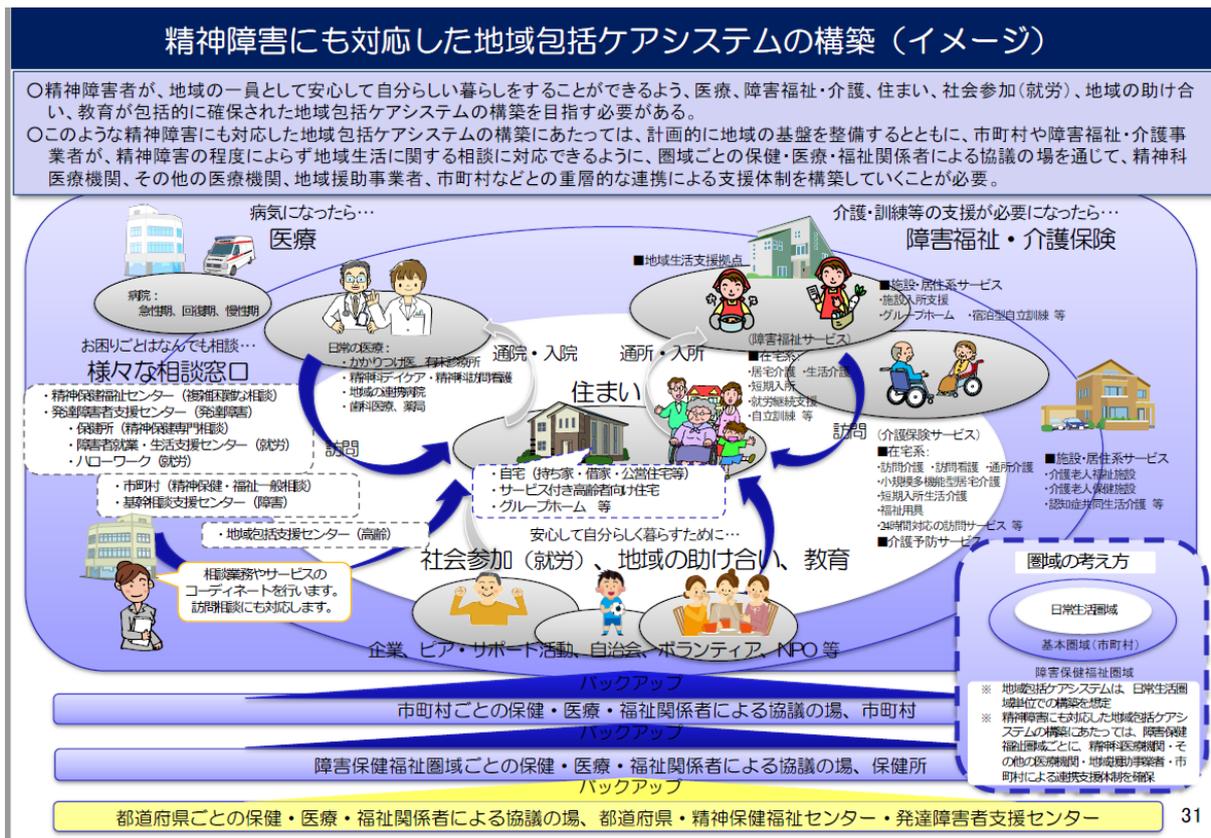
精神病棟における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域の事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。

また、令和2年6月交付の「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部改正する法律」により、包括的な支援体制の整備等に関する事項が示されています。

施策・事業	内 容	担当課
ア 地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域住民や地域福祉の担い手と連携を図り、支援機関や社会福祉事業者と協議体ネットワークを構築し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。【継続】	障がい支援課
	障がい者の特性、年齢等に関係なく、支援が必要な方を対象とした地域包括ケアシステムの構築を目指します。【新規】	障がい支援課 ふくし課



参考:「地域共生社会」の実現にむけて 地域包括ケアシステムなどとの関係(厚生労働省 ホームページ)



参考：令和2年9月3日精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会（厚生労働省）

イ 保健医療サービスの充実

障がい者の地域生活での質を高めるためには、保健・医療サービスの適切な提供に努めます。

また、障がいの原因となる疾病や外傷等の予防と治療等による重症化予防も必要です。

「こころの健康」を推進することで、うつ病や自殺予防の推進に努めます。

さらに、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療給付を行い、障がいの早期治療を促し、発生の防止、再発防止又は軽減を図ります。

施策・事業	内 容	担当課
イ 保健医療サービスの提供	うつ病・自殺予防等の「こころの健康」について、広報等を利用し啓発活動を行います。 また、産後うつの早期発見・早期対応を図るため、助産師による乳児家庭全戸訪問等を実施し、住民のこころに関する健康を守ります。【継続】	健康課
	通所・訪問事業により、運動器・口腔機能向上、栄養改善、閉じこもり防止、認知症・うつ予防等の介護予防教室を実施します。【継続】	健康課
	保健師による地区別健康相談や、保健センターでの医師・歯科医師による健康相談・成人歯科健診・相談を実施し、来所が困難な方には、家庭訪問での相談を実施します。【継続】	健康課
	障がい者の心身における障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療給付を行い、障がいの原因となる疾患が疑われる場合は、早期治療を促し、発生の防止、再発の防止又は軽減を図ります。【継続】	障がい支援課 保険医療課
	生活習慣病予防のための特定健康診査や特定保健指導、介護予防等を実施し、疾病の予防・早期発見・早期治療を図ります。【一部修正】	健康課

基本目標4 障がいのある子どもに対する支援の充実

(1) 早期からの相談支援体制の整備

ア 早期発見・早期治療に対する支援

障がいのある子ども一人ひとりの個性を生かしながら将来の自立を見据えて、子ども本人に対する支援の他、保護者に対しても第一の療育者として精神的な支援や療育についての指導を行うなど、療育相談支援の充実を図る必要があります。

妊産婦や乳幼児等の健康診査及び相談・支援などの充実に取り組み、障がいの原因となる疾病などの早期発見を図り、障がいの予防や早期治療の推進に努めます。

施策・事業	内 容	担当課
ア 早期発見・早期 治療に対する 支援	妊婦の疾病等の早期発見のための健康診査等を充実させるとともに、相談指導を行うなど母子保健対策に努めます。【継続】	健康課
	乳幼児健診の受診率100%を目指し、発達の遅れや障がいの認められる乳幼児の早期発見に努めます。 特に、軽度発達障がい児の見逃しの防止に努め、対象児童の保護者に対して、早期療育の必要性等の理解・啓発を推進します。【継続】	健康課
	医療機関との連携を密にし、障がいの原因となる疾患が疑われる場合は、適切な早期診断と早期治療の推進を図ります。【継続】	健康課
	疾病や障がいの早期発見のため、妊産婦健診、乳幼児健診等において、対象児の把握に努め、育児相談等を実施します。 また、保健・福祉・医療等の関係機関の連携を強化し、専門的な相談や適切な専門機関の紹介等、適切な指導・支援を図ります。 【一部修正】	児童課 健康課

(2) 発達支援の体制整備

ア 早期療育の推進

乳幼児期の成長や発達を適切に支援するため、各種健診や相談事業を実施しています。

乳幼児期における適切な早期療育が受けられるよう、対象児の把握に努めるとともに、療育を必要とする乳幼児の保護者を支援するため、きりんの会やこぐまの会等の親子教室の充実を図るとともに、健康課（保健センター）やひがしうら総合子育て支援センターなどが行う各種健診並びに相談事業を通して、乳幼児と保護者の支援を適切に行います。

施策・事業	内 容	担当課
ア 早期療育の推進	乳幼児健診等において、対象児の把握に努め、育児相談等を実施し、療育施設等へつなぎ、適切な指導・支援を図ります。【継続】	児童課 健康課

イ 療育支援体制の充実

健康課（保健センター）、児童発達支援事業所、ひがしうら総合子育て支援センター等の関係機関と連携を強化し、早い段階から一貫して必要な療育・指導が受けられる

体制の整備を検討します。

施策・事業	内 容	担当課
イ 療育支援体制の 充実	きりんの会・こぐまの会において、1歳6か月、2歳2か月・3歳児健診等でフォローが必要と認められた幼児・保護者への支援を行い、育児不安解消に努め、きめ細やかなサポートに取り組みます。【継続】	児童課 健康課
	なかよし学園において、発達の遅れや障がいのある未就学児を対象に、親子通園により児童の健全な発達を促すための機能、感覚統合などの訓練を行うとともに、生活習慣や集団生活に適応できる力を養います。【見直し】	児童課
	専門機関や保育園、保健センター等の町機関との連携を密にし、適切な指導に努めます。【継続】	障がい支援課 児童課 健康課
	児童発達支援センターを設置し、障がいの重度化・重複化を踏まえ、専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的支援施設と位置づけ、地域の事業所等との連携や障がい児の医療的ケア児を含めた多様なニーズに対する療育機関と連携し、就学前から就学後も通して、切れ目のない支援体制を構築します。【新規】	障がい支援課

ウ 障がい児保育の充実

障がい児やその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象にして、身近な地域において、障がい児が保育を利用できるよう支援しています。

障がいのある児童もない児童も、共に地域で成長発達していくよう、保育園で統合保育を推進し、個々の障がい児に応じたバリアフリー化を検討する等、専門機関との連携を密にし、相談や必要な援助を行える体制の整備を推進します。

施策・事業	内 容	担当課
ウ 障がい児保育 の充実	統合保育の推進を図り、障がいのある児童もない児童も、ともに質の高い保育の実施に努めます。【継続】	児童課
	障がいに関する保育等の研修会への参加や専門家からの助言などにより、保育士の専門性や保育技術の向上を図ることにより、障がいのある児童に対する保育の充実、保護者に対する家庭保育・療育の指導を行い、適切な発達支援に取り組みます。【継続】	児童課
	児童一人ひとりの障がいに合わせた「サポートファイルにここ」を作成するとともに、関係機関と連携し、その発達に応じた適切な指導の充実に努めます。【継続】	児童課 学校教育課
	障がい児保育を拡充するため、施設のバリアフリー化を検討し、保育園での生活がしやすいよう施設の充実に努めます。【継続】	児童課
	統合保育における療育や保育の充実を図るため、「統合保育研究会」の設置を検討します。【継続】	児童課

(3) 医療的ケアが必要な子ども等への包括的支援

ア 医療的ケアが必要な子ども等への包括的支援

本町では、医療的ケア児を受け入れることができる事業所がなく、町外の事業所を利用しており、必要な福祉サービスが少ないことが課題となっています。

医療的ケアが必要であっても、それぞれの状態や発達に合った必要なサービスを受けることができ、住み慣れた地域や学校で過ごせるような環境整備を進めるため、保育・教育・療育体制の充実の他、共に学ぶ子どもたちや教職員等への理解促進に取り組みます。

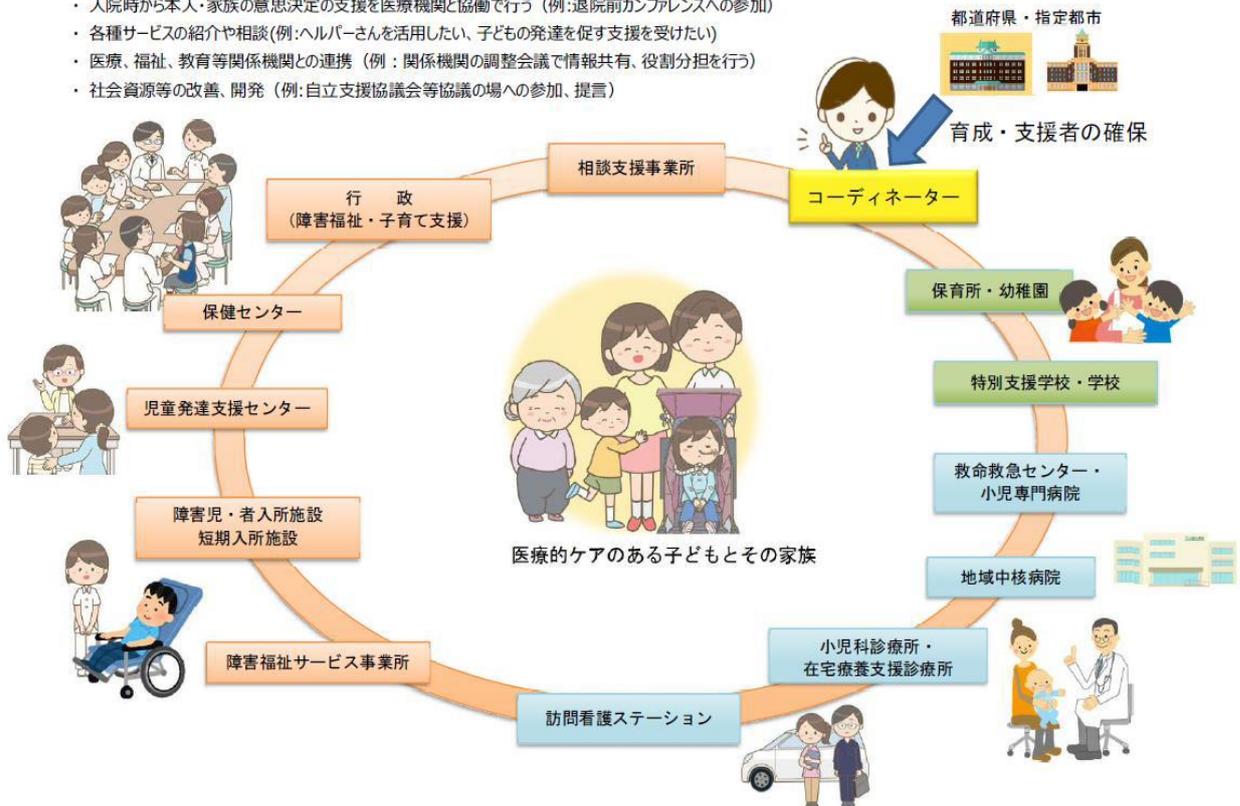
施策・事業	内 容	担当課
ア 医療的ケアが 必要な子ども等 への包括的支援	医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の支援を調整するため、医療的ケア児等コーディネーターを中心に協議し、適切な支援に努めます。【新規】	障がい支援課 児童課 健康課 学校教育課

※「医療的ケア児」とは、新生児集中治療室から退院後も引き続き、生きる上で 医療的なケアと医療機器を必要としながら日常生活を送る子どものこと。例えば、気管切開、人工呼吸器、吸引、在宅酸素療法、胃ろう、腸ろう、経管栄養、中心静脈栄養等。

医療的ケア児等コーディネーターの役割

医療と福祉・教育等を包括的にコーディネートする ⇒ 多分野に属する支援者が単独では解決できない課題に対し、連携・協働して取り組む

- ・ 入院時から本人・家族の意思決定の支援を医療機関と協働で行う（例：退院前カンファレンスへの参加）
- ・ 各種サービスの紹介や相談（例：ヘルパーさんを活用したい、子どもの発達を促す支援を受けたい）
- ・ 医療、福祉、教育等関係機関との連携（例：関係機関の調整会議で情報共有、役割分担を行う）
- ・ 社会資源等の改善、開発（例：自立支援協議会等協議の場への参加、提言）



参考：医療的ケア児者への支援について（愛知県障害福祉課 ホームページ）

(4) 特性に応じた教育の推進

ア 特別支援教育の充実

特別な支援を要する児童や生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。また、その支援がライフステージの節目ごとに途切れることなく、一貫性のある支援を行うことが重要になります。

引き続き、発達障がいを含む障がいのある児童や生徒一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うため、関係機関等の連携によりすべての学校における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上などにより、特別支援教育の充実を推進します。

また、就学相談を実施し、就学前から就学時のライフステージにおける支援の充実を推進します。

施策・事業	内 容	担当課
ア 特別支援教育の 充実	全ての教職員が、障がいや特別支援教育に対する理解を深めるため、障がい児との交流会や発達障がい等の研修会へ参加することにより、教職員一人ひとりの資質の向上を図ります。【一部修正】	学校教育課
	町内の全ての小学校へ配置されている「学校生活支援員」を活用し、さらなる発達障がい児への支援を行います。【継続】	学校教育課
	片葩小学校、卯ノ里小学校、石浜西小学校及び東浦中学校を拠点校として町内全小中学校で実施している、通級指導教室を充実させるとともに、他校への設置を愛知県へ働きかけます。【継続】	学校教育課
	各学校での教育支援委員会において、適切な就学に向けての検討を行うとともに、児童・保護者に対し適切な指導に努めます。また、学校や学校教育課において、随時就学に関する相談を行います。【継続】	学校教育課
	障がいのある児童一人ひとりの状況に応じた一貫した支援を行うため、関係機関と連携し、就学に向けた就学相談を充実させ、適切な支援に努めます。【継続】	児童課 学校教育課
	学校施設・設備のバリアフリー化やトイレの洋式化を必要に応じて整備します。【新規】	学校教育課
	障がいのある児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択を増やし、障がいの有無に関わらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることができる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進します。【新規】	学校教育課

基本目標5 社会参加の促進

(1) 社会参加への支援

ア 社会参加への支援

障がい者が地域で安心して自立した生活を送るために、日中活動の場や住まいの場の確保が重要です。障がいの種別や程度によって多様化するニーズに対応するため、本人主体の個別的な支援を構築する必要があります。

障がい者が障がいの種別や程度にかかわらず、ニーズに応じたサービスを自ら主体的に選択し利用しながら、地域で安心して自立した生活を営めるよう、住まいの場の確保、日中活動の場の確保、社会参加活動の推進等の施策を実施し、障がい者の自立と社会参加を図ります。

施策・事業	内 容	担当課
ア 社会参加への支援	施設等に入所する障がい者が、地域で暮らすために有効な住まいの場であるグループホームについて、事業の促進を図り、住まいの確保に努めます。【継続】	障がい支援課
	障がい者が、創作的な活動や生産活動、社会の交流促進等、さまざまな活動を支援する場として設置している「地域活動支援センター」を活用し、社会参加を促すとともに、障がい者の地域生活を支援します。【継続】	障がい支援課
	障がい者が外出するための支援及び聴覚障がい者に対する意思疎通支援を推進し、障がい者がいつでも安心して社会参加等が図れるよう努めます。【継続】	障がい支援課
	障がい者や町内の福祉施設・団体、ボランティアとともに企画から運営までを行う「にじいろフェスタ」を開催します。【継続】	社会福祉協議会
	町内の福祉施設の利用者、福祉団体が一同に会し、生きがいと健康づくり、交流を兼ねた「ふれあい運動会」を開催します。【継続】	社会福祉協議会
	障がい者団体等の地域における交流活動の支援を行います。【継続】	ふくし課 障がい支援課 社会福祉協議会
	障がい者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実します。【新規】	生涯学習課 スポーツ課

イ ボランティア活動の推進

障がい者の地域での自立生活を支援するためには、個々のニーズに応じた支援体制が必要であり、関係機関との連携による地域福祉活動やボランティア活動を推進し、互いに支え合う地域社会づくりが求められています。

本町では、平成26年に開設した、総合ボランティアセンター「なないろ」がボランティア、住民活動に対する支援を行っています。

ボランティア等の養成講座を開催し、ボランティアの養成を図るとともに、NPO法人や養成されたボランティアとの協働を通じて、地域福祉の向上を図ります。

また、障がい者の地域生活を支援するボランティア団体への支援・育成を図るとともに、障がい者が支援を受ける側となるだけでなく、障がいを持つ立場に立って支援する側のボランティア活動への参加も推進します。

施策・事業	内 容	担当課
イ ボランティア活動 の推進	NPO法人等との協働を円滑に推進していくため、職員の意識改革を行うとともに、総合ボランティアセンターと協力し、NPO設立予定団体の支援を推進します。【継続】	協働推進課 ふくし課
	ボランティア養成講座について、障がい者や地域住民のニーズを踏まえながら、コミュニケーションの支援を始め、誰でも気軽に参加できる講座メニューを実施します。【継続】	ふくし課 社会福祉協議会
	障がい者団体が行う地域活動を支援し、ボランティア団体として登録を行い、障がい者の社会参加の促進を図ります。【継続】	社会福祉協議会
	障がいに関するボランティア養成講座やボランティア団体の活動に対して支援をします。また、ボランティア団体が主催する養成講座についても支援をします。【継続】	ふくし課 社会福祉協議会

ウ 地域福祉活動の推進

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくには、行政だけでなく、地域の住民や地域の様々な機関など社会全体で障がい者を支援する必要があります。

地域の住民による障がい者の見守りや、さまざまな地域ネットワークを形成し、地域での居場所づくりや交流活動の充実に努め、コミュニティの輪を広げます。

施策・事業	内 容	担当課
ウ 地域福祉活動の 充実	コミュニティや自治会等の住民自治組織と町との協働意識の醸成に努め、障がいの有無に関わらず、全ての人を普通に地域に迎え入れる相互扶助意識の向上について推進します。【継続】	関係各課
	住民が社会福祉活動を行う際、その窓口になっている社会福祉協議会へ支援を行うことにより、地域福祉活動の充実を図ります。【継続】	ふくし課
	障がい者本人や家族から形成される家族会（身体障害者福祉協議会や手をつなぐ育成会ふれんず、精神障がい者家族会等）の地域における活動の支援や、家庭における障がい者の自立への取り組みを支援します。【継続】	障がい支援課 社会福祉協議会

(2)文化芸術活動・スポーツ等の振興

ア 芸術活動・スポーツ等の推進

芸術及び文化活動への参加は、障がい者の生活を豊かにするとともに、障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与します。また、レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力の増強や交流、余暇の実現を図ります。

令和2年度愛知県障害者スポーツ大会や第20回全国障害者スポーツ大会については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりましたが、12名の方から申込みがありました。

文化活動やスポーツ活動等が、障がいのある人の生きがいづくりや余暇活動の向上という観点だけでなく、潜在的な能力開発や交流機会の創出にもつながるように取り組んでいく必要があります。

引継ぎ、愛知県社会福祉協議会と連携し、各種障がい者スポーツを振興するため、広報活動を積極的に実施し、広く住民に周知します。

施策・事業	内 容	担当課
ア 芸術活動・ スポーツ等の推進	関係機関や社会福祉施設等と連携し、指導者の確保・育成や活動の場の整備、大会の開催及び参加支援等を行います。 また、障がい者スポーツの普及に努めます。 【新規】	スポーツ課 生涯学習課 社会福祉協議会 関係各課
	障がいのある人のサークル活動等に対して、活動内容の周知、情報提供を行うとともに、自主的なレクリエーション大会や作品展等の開催を支援します。【新規】	スポーツ課 生涯学習課 関係各課

(3)就労支援・定着支援の充実

ア 雇用・就労の促進

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、経済的基盤の確保が不可欠であり、障がい者への所得保障の充実とともに、就労の機会を確保することが重要な課題となっています。

働くことを希望する障がい者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、職業的自立を図るため、雇用、福祉及び教育が連携した支援等を通じて、障がい者の就労支援の充実を図ります。

施策・事業	内 容	担当課
ア 雇用・就労の促進	ライフステージに対応した発達障がいに係る個別支援を推進し、就労支援や就労定着の推進のため、関係機関との連携を図ります。【継続】	障がい支援課
	サービス事業所、特別支援学校、商工会を始め企業や関係機関と連携し、就労移行の支援を推進します。【継続】	障がい支援課 商工振興課
	障害者職業センターや障がい者就業・生活支援センター等と連携し、ジョブコーチ支援により、障がい者が職場適応できるよう支援します。【継続】	障がい支援課

イ 福祉的就労への支援

就職を希望する障がい者については、一般社会への適応や自立促進などを図る就労移行支援や、一般就労が困難な障がい者に働く場を提供する就労継続支援などのサービスを提供する必要があります。

就職を希望する障がい者に対し、就労移行支援や就労継続支援等の障害福祉サービスを利用し、就労に向けた訓練と自立促進を図ります。

また、障がい者が安定した工賃を受け取るため、施設の製品のPR等に努めるとともに、関係機関が連携を図りながら、障がい者が生きがいを持って就労できる環境づくりに努めます。

施策・事業	内 容	担当課
イ 福祉的就労への 支援	就労移行支援や就労継続支援等の障害福祉サービスの給付を行い、障がい者の就労を支援します。【継続】	障がい支援課
	就労移行支援や就労継続支援等を行う事業者の生産活動について、障がい者の自立を促進するため、障害者優先調達推進法に基づく物品等の購入を行うとともに、販売支援の推進のため、製品のPRなどにも努めます。 【継続】	障がい支援課 関係各課 社会福祉協議会
	農業分野での就労を通じて、障がい者の自信や生きがいを創出するとともに、工賃の向上を図ることができるように、「農福連携」を推進します。 【新規】	農業振興課 障がい支援課

第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、国の定める「基本指針」に沿って、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保について定めるものです。この計画は、「障害者計画」と併せての障害福祉サービス等の提供を中心に策定するものです。

また、「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。この計画は、国の基本指針、愛知県の障害児福祉計画及び本町の総合計画、地域福祉計画並びに子ども・子育て支援事業計画と整合性のとれた、「障害福祉計画」と合わせて包括的な計画とします。

この計画は、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画とします。

障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

（2）各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

（1）前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

（2）前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

2 基本理念

本町においては、障害福祉計画の策定に当たり、国が示す「障がい者が地域で暮らせる社会」、「自立と共生の社会」の実現を目指し、次の7点を基本理念とします。

（1）障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加ができる施策を推進します。

（2）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次機能障がい者を含む）並びに難病患者並びに障がい児等に対し、サービスの充実を図るとともに、格差のない障害福祉サービスの提供を目指します。

（3）地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービスの提供基盤を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO法人等によるインフォーマルサービス、地域の社会資源を最大限に活用する基盤整備を進めます。

※インフォーマルサービス…法律や制度に基づかない形で提供されるサービス

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域の、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会を実現するため、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の支援体制の構築を推進します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫とした支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児が、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、各関連分野が共通の理解に基づいた包括的な支援体制を構築します。

※医療的ケア児…人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい福祉を担う人材を確保するためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力した取り組みを推進します。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者のニーズを踏まえて支援を推進します。

特に、障がい者による文化芸術の推進に係る法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

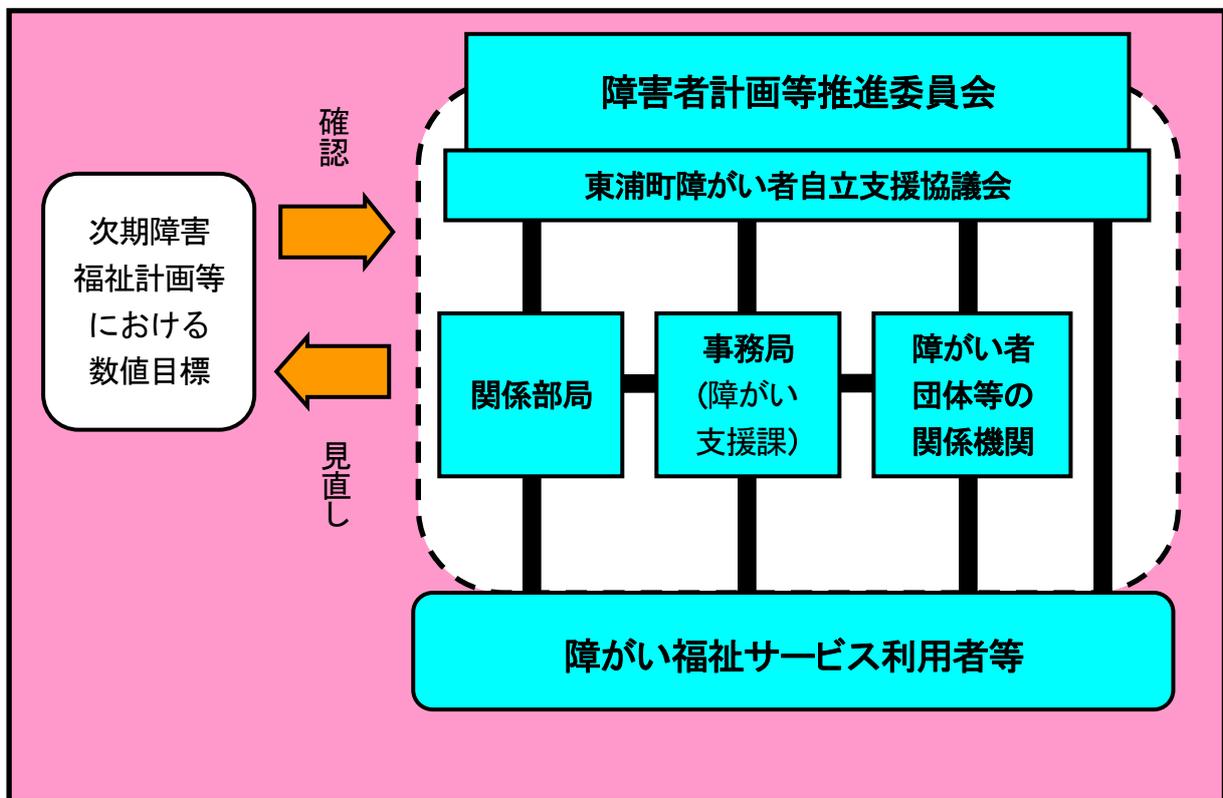
また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

3 目指す目的

障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児支援等（障害児通所、障害児入所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

4 成果目標

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 相談支援体制の充実・強化等
- (6) 障害福祉サービス等の質を高めるための取組に係る体制の構築
- (7) 障がい児支援の提供体制の整備等



第2章 計画の目標達成状況

1 第5期障害福祉計画の目標達成状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目		数 値	説 明
平成28年度末の施設入所者数 (A)		27人	平成29年3月末現在の人数
国 指 針	令和2年度末の施設入所者数 (B)	24人	令和2年度末の利用人員見込
	【目標値】削減見込 (C) (A - B)	3人 (3.0%)	差引減少見込数 (A - B) 国指針2%以上 (1人) + 平成29年度末にお ける未達成割合 (0人)
	【目標値】地域生活移行者数 (D)	10人 (37.0%)	施設入所からグループホーム等へ移行する者 の見込数 国指針9%以上 (3人) + 平成29年度末にお ける未達成割合 (7人)
町 目 標	平成32年度末の施設入所者数 (B)	24人	令和2年度末の利用人員見込
	【目標値】削減見込 (C) (A - B)	3人 (3.0%)	差引減少見込数 (A - B) 国指針2%以上 (1人) + 平成29年度末にお ける未達成割合 (0人)
	【目標値】地域生活移行者数 (D)	3人 (11.1%)	施設入所からグループホーム等へ移行する者 の見込数 国指針9%以上 (3人)
平成29年度の施設入所者数【実績値】 (E)		28人	平成30年3月末現在の人数
平成30年度の施設入所者数【実績値】 (F)		26人	平成31年3月末現在の人数
令和元年度の施設入所者数【実績値】 (G)		26人	令和2年3月末現在の利用人数
削減者数【暫定値】 (A - G)		1人 (100.0%)	
平成28年度の地域生活移行者数【実績値】		1人	グループホーム等へ移行
平成29年度の地域生活移行者数【実績値】		1人	グループホーム等へ移行
平成30年度の地域生活移行者数【実績値】		1人	グループホーム等へ移行
令和元年度の地域生活移行者数【実績値】		3人	グループホーム等へ移行 (令和2年3月末現在の移行者数)

地域相談支援について

平成29年度利用者数 2人

平成30年度利用者数 3人

令和元年度利用人数 3人 (支給決定年度により利用者数をカウント)

令和2年9月末現在の施設入所者数は24人であり、基準日(平成28年10月1日)の27人に対し、3人(11.1%)の削減となっています。また、地域生活移行者数は目標の10人を7人下回り、3人(11.1%)となっています。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域住民や地域福祉の担い手と連携を図り、支援機関や社会福祉事業者と協議体ネットワークは、保健・医療・福祉関係者による協議の場として知多地域圏域で開催し、参加しています。

また、長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量については、国の基本指針に9人対し、4人でした。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

東浦町障がい者自立支援協議会において、地域生活支援拠点等に必要となる機能について検討を重ねています。拠点に求められる機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、担い手の専門性、地域の体制づくり）については概ね機能が整いました。令和元年度は「担い手の専門性の強化」事業として自立支援協議会スキルアップ研修を支援者対象に実施し、令和2年度に障がい者虐待に関する支援者研修を実施しました。

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行

【一般就労移行者数】

項目		数値	説明
【目標値】	令和2年度の年間一般就労移行者数	9人 (1.5倍)	平成28年度の年間一般就労移行者数(6人) ×国指針1.5倍
【実績値】	令和2年度の年間一般就労移行者数(見込)	6人 (1.0倍)	令和2年9月末現在5人 令和元年度6人、平成30年度12人 達成率：令和2年度/平成28年度の年間一般就労移行者数(6人)

【就労移行支援事業利用者数】

項目		数値	説明
【目標値】	令和2年度の就労移行支援事業利用者数	10人	平成28年度の就労移行支援事業利用者数(8人) ×国指針2割増
【実績値】	令和2年9月末現在の就労移行支援事業利用者数	13人 (130.0%)	令和2年9月末現在の利用人員13人 令和元年度14人、平成30年度16人

令和2年9月末現在の一般就労移行者数は5人であり、基準日(平成28年10月1日)の6人に対し、0.8倍となっています。また、就労移行支援事業利用者数は目標の10人を上回り、13人(130.0%)となっています。

(5) 障害福祉サービスの利用実績

ア 訪問系サービス

サービス名		利用時間			実人員		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	計画値	2,172	2,451	2,767	46	43	41
	実績値	1,472	1,429	1,410	56	57	57
	達成率	67.8%	58.3%	51.0%	121.7%	132.6%	139.0%
重度訪問 介護	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	—	—	—	—	—	—
同行援護	計画値	46	53	62	9	10	11
	実績値	47	44	39	8	8	7
	達成率	102.2%	83.0%	62.9%	88.9%	80.0%	63.6%
行動援護	計画値	45	44	43	12	12	12
	実績値	60	49	19	8	6	4
	達成率	133.3%	111.4%	44.2%	66.7%	50.0%	33.3%
重度障害 者等包括 支援	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	—	—	—	—	—	—
合計	計画値	2,263	2,548	2,872	67	65	64
	実績値	1,579	1,522	1,468	72	71	68
	達成率	69.8%	59.7%	51.1%	107.5%	109.2%	106.3%

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

※利用時間の単位：時間/月、実人員の単位：人/月

居宅介護は、利用時間は計画値より下回っていますが、実人員は計画値より上回っており、増加傾向にあります。

同行援護と行動援護は、利用時間・実人員ともに減少傾向です。

イ 日中活動系サービス

サービス名		利用日数			実人員		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	計画値	1,852	1,916	1,981	103	107	111
	実績値	1,815	1,874	1,873	98	99	98
	達成率	98.0%	97.8%	94.5%	95.1%	92.5%	88.3%
自立訓練 (機能訓練)	計画値	36	36	36	2	2	2
	実績値	10	4	0	2	1	0
	達成率	27.8%	11.1%	—	100.0%	50.0%	—
自立訓練 (生活訓練)	計画値	58	58	58	4	4	4
	実績値	11	0	1	1	0	1
	達成率	19.0%	—	1.7%	25.0%	—	25.0%
就労移行 支援	計画値	127	122	116	20	21	22
	実績値	219	195	233	16	14	16
	達成率	172.4%	159.8%	200.9%	80.0%	66.7%	72.7%
就労継続 支援 (A型)	計画値	603	628	655	34	32	31
	実績値	456	430	358	23	21	19
	達成率	75.6%	68.5%	54.7%	67.6%	65.6%	61.3%
就労継続 支援 (B型)	計画値	1,087	1,124	1,162	90	101	114
	実績値	1,284	1,525	1,759	78	93	101
	達成率	118.1%	135.7%	151.4%	86.7%	92.1%	88.6%
就労定着 支援	計画値	50	60	70	5	6	7
	実績値	46	141	142	5	14	19
	達成率	92.0%	235.0%	202.9%	100.0%	233.3%	271.4%
療養介護	計画値	—	—	—	3	3	3
	実績値	—	—	—	4	4	4
	達成率	—	—	—	133.3%	133.3%	133.3%
短期入所 (福祉型)	計画値	57	74	95	48	73	111
	実績値	34	38	17	9	10	6
	達成率	59.6%	51.4%	17.9%	18.8%	13.7%	5.4%
短期入所 (医療型)	計画値	12	32	52	7	8	9
	実績値	17	12	11	4	4	3
	達成率	141.7%	37.5%	21.2%	57.1%	50.0%	33.3%

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

※利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

※人日：「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均日数」

生活介護の利用日数・実人員の実績は、ほぼ見込みどおりです。自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）は、利用日数・実人員は、減少しています。

就労移行支援の各年度の利用日数の実績は、計画を上回っています。

就労継続支援（A型）は、利用日数・実人員ともに減少傾向ですが、就労継続支援（B型）は、年々増加傾向にあります。

療養介護は、ほぼ計画どおりとなっています。

短期入所（福祉型）及び短期入所（医療型）については、計画を下回っています。

ウ 居住系サービス

サービス名		実人員		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助	計画値	39	42	45
	実績値	40	44	47
	達成率	102.6%	104.8%	104.4%
施設入所支援	計画値	27	26	25
	実績値	27	26	24
	達成率	100.0%	100.0%	96.0%
自立生活援助	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

※実人員の単位：人/月

共同生活援助は、計画より上回っています。

施設入所支援は、ほぼ計画どおりですが、利用者の高齢化・重度化が課題となっています。

エ 相談支援

サービス名		実人員		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	計画値	22	25	28
	実績値	60	66	65
	達成率	272.7%	264.0%	232.1%
地域移行支援	計画値	2	3	4
	実績値	1	1	0
	達成率	50.0%	33.3%	—
地域定着支援	計画値	1	1	1
	実績値	0	1	1
	達成率	—	100.0%	100.0%

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

※実人員の単位：人/月

計画相談支援では、計画を大きく上回っています。

地域移行支援については、令和元年度は1名利用し、令和2年度では利用者の見込みはありません。

地域定着支援については、令和元年度より1名の利用がありました。

相談支援事業所数		平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業所数（箇所）	計画値	4	4	4
	実績値	4	4	4
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

相談支援事業所数は計画数どおりとなっています。

(6) 地域生活支援事業

ア 相談支援事業

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度	
相談支援事業	相談支援事業	障害者相談支援事業（箇所）	計画値	1	1	1
			実績値	4	4	4
			達成率	400.0%	400.0%	400.0%
		基幹相談支援センター	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
			達成率	100.0%	100.0%	100.0%
		地域自立支援協議会	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
			達成率	100.0%	100.0%	100.0%
	相談支援機能強化事業	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	
	住宅入居等支援事業	計画値	無	無	有	
		実績値	無	無	無	
		達成率	—	—	0%	
成年後見制度利用支援事業（受任件数）	計画値	23	25	27		
	実績値	24	31	30		
	達成率	104.3%	124.0%	111.1%		

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

相談支援事業は、平成28年度まで東海市、知多市、阿久比町、東浦町の2市2町共同で2箇所にて実施していましたが、現在は町単独で1箇所で行っています。

成年後見制度利用支援事業では、受任件数が増加傾向にあり、計画より実績が上回る見込みです。

イ 意思疎通支援事業

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者設置数(人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	達成率	—	—	—
手話通訳者等派遣者数(人)	計画値	50	60	70
	実績値	56	52	56
	達成率	112.0%	86.7%	80.0%

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

手話通訳者等派遣者の計画数値は年々増加を見込んでおりましたが、利用者の転出等により達成率は減少しました。今後は、聴覚障がいのある人への合理的配慮により、利用者は増加すると見込まれます。

ウ 日常生活用具給付等事業

サービス名		利用件数(件)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	計画値	3	3	3
	実績値	7	0	2
	達成率	233.3%	0%	66.6%
自立生活支援用具	計画値	4	4	4
	実績値	2	7	2
	達成率	50.0%	175.0%	50.0%
在宅療養等支援用具	計画値	6	6	6
	実績値	3	12	4
	達成率	50.0%	200.0%	66.6%
情報・意思疎通支援用具	計画値	5	5	5
	実績値	2	4	2
	達成率	40.0%	80.0%	40.0%
排泄管理支援用具	計画値	650	665	680
	実績値	699	777	800
	達成率	107.5%	116.8%	117.6%
住宅改修費	計画値	2	2	2
	実績値	1	0	2
	達成率	50.0%	0%	100.0%
計	計画値	670	685	700
	実績値	714	800	812
	達成率	106.5%	116.8%	116.0%

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

日常生活用具給付等事業の利用件数は、年々増加しています。特に「排泄管理支援用具」は、対象者数の増加により給付も増加しています。

工 手話奉仕員養成研修事業

【手話奉仕員養成講座受講者数】

(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
入門編	実績値	—	11	14
基礎編	実績値	8	12	—
計	計画値	20	20	20
	実績値	8	23	14
	達成率	40.0%	115.0%	70.0%

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

平成30年度は募集人数に達しなかったため入門編は実施せず、令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、開催時期を延期して入門編のみ実施しています。

オ 移動支援事業

サービス名		利用時間数（時間/月）			利用人数（人/月）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援	計画値	544	560	577	96	114	135
	実績値	710	657	276	85	82	41
	達成率	130.5%	117.3%	47.8%	88.5%	71.9%	30.4%

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

移動支援事業では、令和2年度の利用時間数及び利用人数は計画より減少見込みとなっています。

カ 地域活動支援センター事業

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業所（箇所）	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
実利用者数（人）	計画値	12	14	16
	実績値	110	78	58
	達成率	916.7%	557.1%	362.5%

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

地域活動支援センター事業は、平成29年度まで東海市、知多市、阿久比町の2市2町の共同で実施し、知的障がい者と精神障がい者が中心に参加していましたが、平成30年度からは本町のみで行い、身体・知的・精神の3つの障がいに対応し、社会福祉協議会で実施していた障がいデイの利用者が参加したことで、利用者数が計画値を大きく上回っていますが、実人数は減少傾向にあります。

キ 日中一時支援事業

サービス名		利用時間数（時間/月）			利用人数（人/月）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障がい児	実績値	43	22	2	15	16	8
障がい者	実績値	64	62	22	9	5	2
計	計画値	83	72	62	26	22	19
	実績値	107	84	24	24	21	10
	達成率	129.0%	116.7%	38.7%	92.3%	95.5%	52.6%

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

日中一時支援事業では、令和2年度は計画値よりも実績が少なくなっています。

障がい児では、令和元年6月に町内の1事業所が日中一時支援事業を放課後等デイサービス事業に変更したため減少したと考えられます。障がい者では、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少が想定されます。

平日は就労継続支援事業を利用し、土日のレクリエーション活動として日中一時支援事業を利用する方が大部分を占めています。

2 第1期障害児福祉計画の目標達成状況

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援等の充実

令和2年9月末現在、町内保育園が8園、放課後健全育成事業を行う児童館等が7館あります。児童発達支援センターの設置に向け、検討を行っていきます。

[障がい児の受け入れに関する見込]

(単位：人)

種別	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	目標	実績	進捗率	目標	実績	進捗率	目標	実績	進捗率
保育園	30	39	130.0%	33	22	66.7%	36	15	41.7%
認定こども園	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
放課後児童健全育成事業	6	11	183.3%	8	8	100.0%	11	8	72.7%

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

イ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和2年9月末現在、重症心身障がい児を受け入れている放課後等デイサービス事業所が1箇所ありますが、主に重症心身障がい児を支援する事業所はない状況です。

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

東浦町障がい者自立支援協議会を中心に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の構築や支援体制の整備及び障がいのある要保護児童又は要支援児童について、適切な保護又は支援を図るため、東浦町要保護児童対策地域協議会と連携を図っています。

(2) 障がい児支援における成果目標と見込量

ア 通所支援事業

令和2年9月末現在、町内にある障害児通所支援事業所は、児童発達支援事業所が4箇所、放課後等デイサービス事業所が6箇所あり、身近な地域での支援ができる体制が整いつつあります。

サービス名		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		目標	実績	進捗率	目標	実績	進捗率	目標	実績	進捗率
児童発達支援	人日	546	542	99.3%	546	500	92.6%	546	435	79.7%
	実人員	42	48	114.3%	42	54	128.6%	42	42	100%
放課後等 デイサービス	人日	832	1,004	120.7%	884	995	112.6%	936	1,102	117.7%
	実人員	80	80	100%	85	87	102.4%	90	90	100%
保育所等 訪問支援	人日	0	0	0.0%	0	0	0.0%	40	0	0.0%
	実人員	0	0	0.0%	0	0	0.0%	10	0	0.0%
医療型児童 発達支援	人日	0	0	0.0%	0	0	0.0%	5	0	0.0%
	実人員	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%
居宅訪問型 児童発達支援	人日	0	0	0.0%	0	0	0.0%	5	0	0.0%
	実人員	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%
計	人日	1,378	1,546	112.2%	1,430	1,495	104.5%	1,532	1,537	100.3%
	実人員	122	128	104.9%	127	141	111.0%	144	132	91.7%

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

※実人員の単位：人/月

※人日：「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均日数」

イ 相談支援事業

令和2年9月末現在、町内には指定障害児相談支援事業所が4箇所あります。

(単位：人、事業所数)

サービス名		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		目標	実績	進捗率	目標	実績	進捗率	目標	実績	進捗率
障害児 相談支援	実人員	15	23	153.3%	16	32	200.0%	27	30	111.0%
	事業所 数	4	4	100.0%	4	4	100.0%	5	4	80.0%

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

※実人員の単位：人/月

ウ 医療的ケア児等コーディネーター配置人数

(単位：人)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	目標	実績	進捗率	目標	実績	進捗率	目標	実績	進捗率
医療的ケア児支援の コーディネーター 配置人数 (研修受講者数)	0	2 (2)	200.0 %	0	2 (2)	200.0 %	1	2 (0)	200.0 %

※令和2年度の実績は、令和2年9月末時点の実績に基づいた年度推定値としています。

令和2年9月末現在、医療的ケア児支援のコーディネーターは2名設置しています。

第3章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」では、令和5年度までに必要とされるサービス見込量を設定し、そのサービス量が確保できるように基盤整備を進めていきます。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

◎現状と課題

令和元年度末現在、福祉施設の入所者数は26人です。地域移行の利用者は1人を見込んでいます。

入所施設から地域生活へ移行するためには、居住の場の整備が不可欠です。町内には令和2年度9月末現在15箇所（定員95名）のグループホームがあり、他市町村と比較して整備は進んでいる状況にあります。

しかし、グループホーム等への入居待機者も多く、また支援者の人材確保が難しいため、希望に添えない状況も見受けられます。

◎目標と取り組み

本町においては、国の指針のとおり、2人の地域移行を目標とします。

新規に施設入所をする障がい者については、本人の意向や生活状況等を十分に聴き取り、適切な支援ができるサービスへつなげていきます。

社会福祉法人等と連携し、地域生活への移行がスムーズにできるよう、必要なグループホーム等の整備及び支援の質の更なる向上を促すとともに、地域へ移行するまでの相談支援を行います。

さらに、地域生活への移行がスムーズに行えるよう、地域相談支援の周知を徹底します。また、相談支援や居宅サービスを充実させるとともに、特に、高齢の地域移行希望者には介護保険制度の利用等、他制度との連携を図り地域移行を進めます。

項目		数値	説明
令和元年度末の施設入所者数 (A)		26人	令和2年3月31日現在人数
町目標	令和5年度末の施設入所者数 (B)	25人	令和5年度末の利用人員見込
	【目標値】削減見込 (C)	1人 4.2%	差引減少見込数 (A-B) 国指針1.6%以上 (1人) + 令和元年度末における未達成割合 (0人)
	【目標値】地域生活移行者数 (D)	2人 8.3%	施設入所からグループホーム等へ移行する者の見込数 国指針6%以上 (2人)
参考	施設入所者数：令和2年度末 (見込)	24人	令和2年9月末時点の年度推定値
	未達成割合：令和2年度末 (見込)	0人	令和2年度末における目標値26人に対する未達成割合に相当する人数
	地域生活移行者数：令和2年度末 (見込)	1人	令和2年9月末時点の年度推定値
	未達成割合：令和2年度末 (見込)	6人	令和2年度末における目標値7人に対する未達成割合に相当する人数
【国の指針】			
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減 令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度減における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上 			

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◎現状と課題

精神病棟における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域の事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。

【東浦町の長期入院患者数 (患者住所地)】 (単位：人)

	入院者数	65歳未満	65歳以上
3カ月未満	8	4	4
3か月以上1年未満	13	8	5
1年以上	29	11	18
全期間	50	23	27

参考：地域精神保健医療福祉社会資源分析データベースより 2018年度630調査 (精神保健福祉資料)

◎目標と取り組み

本町においては、平成28年度から令和2年度の実績から、精神障がい者の地域移行4人を目標値とします。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域住民や地域福祉の担い手と連携を図り、支援機関や社会福祉事業者と協議体ネットワークを構築し、東浦町障がい者自立支援協議会のワーキング内で、保健・医療・福祉関係者による協議を推進しま

す。

項目	令和5年度	説明
精神障がい者の地域移行者数	4人	平成28年度～令和2年度末(見込) 4人+1.6%(0人)
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	平成28年度～令和2年度末(見込) 1人+1.6%(0人)
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	11人	平成28年度～令和2年度末(見込) 10人+1.6%(1人)
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	平成28年度～令和2年度末(見込) 0人+1.6%(0人)

【保健、医療、福祉、介護者、当事者、家族等の関係者による協議の場】

項目	令和3～5年度	説明
関係者の参加者数	11人	精神障がいワーキング (令和2年度11人)
目標設定及び評価の実施回数	2回	精神障がいワーキング (令和2年度2回)

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

◎現状と課題

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、福祉施設等に付加した「多機能拠点整備型」や「面的整備型」の拠点整備が必要とされています。

本町においては、社会福祉法人愛光園に委託している基幹相談支援センター事業が、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、休日・夜間の相談も行っています。また、東浦町障がい者自立支援協議会を活用して人材育成のために研修を行っています。緊急時の受け入れ・対応として緊急一時保護事業の整備や運用についても東浦町障がい者自立支援協議会のワーキングで地域生活支援拠点等について検討し、令和2年度に障害者体験的宿泊事業を整備し、地域生活支援拠点の面的整備が完了しました。

地域生活支援拠点等を運用していくなかで明らかになった課題の継続な検証及び検討を行うことで、障がいのある人やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担うに相当する体制を整備する必要があります。

◎目標と取り組み

本町では、地域生活支援拠点を1箇所整備したため、地域の体制づくりの強化を目標とします。

相談機能については、委託相談支援事業を拡大し緊急時に相談できる窓口としました。緊急時の受け入れについては、町内の障害福祉サービス事業所が一時的に障がいのある人を受け入れ、関係機関との連絡及び調整を行います。

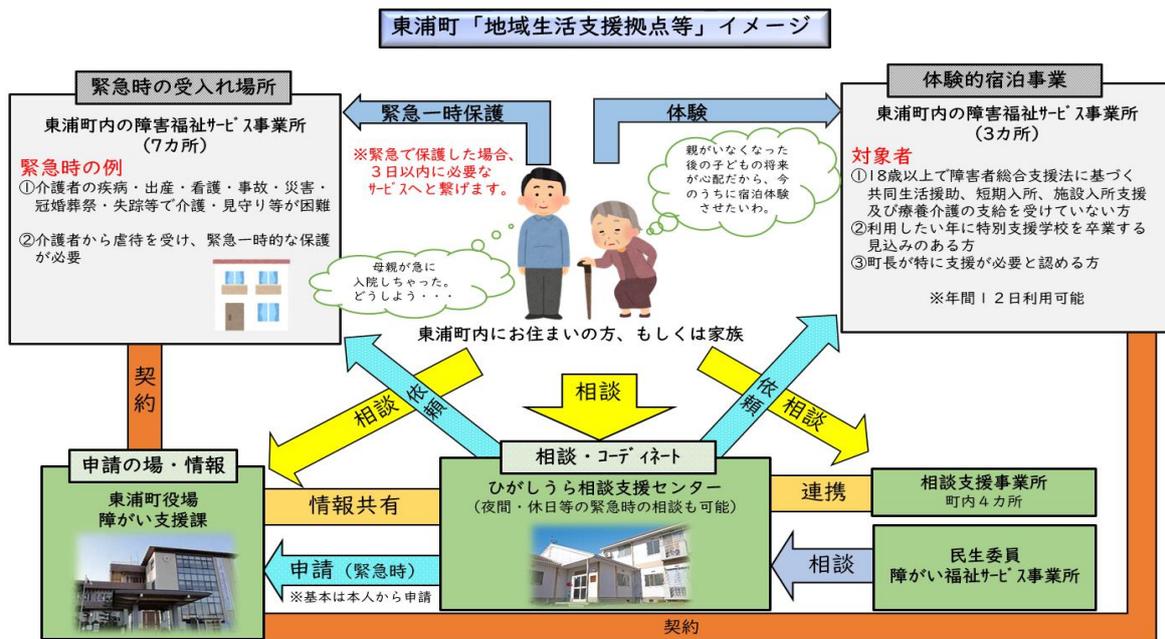
また、地域生活支援拠点事業やコーディネート機能の周知する必要があります。

引き続き、東浦町障がい者自立支援協議会を活用して、拠点等における必要な機能を適切に実施するために、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及

び連携して業務を実施し、運用状況の検証及び検討をします。

【1か月当たりの見込】

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の整備	1箇所	1箇所	1箇所
検証及び検討の回数	1回	1回	1回



4 福祉施設から一般就労への移行等

◎現状と課題

令和2年9月末現在、町内には就労継続支援B型の事業所は5箇所ありますが、就労移行支援と就労継続支援A型の事業所がありません。就労継続支援A型の事業所は近隣市町に増えつつありましたが、中には利用者が集まらず閉鎖した事業所もあります。

本町では、東浦町障がい者自立支援協議会で意見を聞きながら、福祉施設利用者の企業での職場体験実習等を行うことにより、一般就労に向けた支援を行っていきます。

また、特別支援学校からの就労希望者との調整や、各事業所の現状報告を行います。

これらの取り組みにより、一般就労への移行は進み始めていますが、障がい者の自立した生活に向けて、更なる取り組みの強化が必要です。

◎目標と取り組み

本町では8名の一般就労への移行を目標とします。

今後も福祉施設利用者が一般就労へスムーズに移行することができるよう、知多地域障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所や進路連絡調整会議等を通して、相談支援事業者や公共職業安定所などの関係機関との連携を図ります。

また、就労系サービス事業所や職親事業所等の開拓を行っていくとともに、障がい者に対する一般就労・雇用支援策について、地域における理解の促進を図ります。

さらに、本町においても障がい者雇用の拡大に向けて取り組めます。

【一般就労への移行者数】

項目	数値	説明
令和元年度の年間一般就労移行者数 (A)	6人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度の年間一般就労移行者数	8人 (1.27倍)	(A) × 1.27 国の指針：令和元年度実績の1.27倍以上

【就労移行支援事業の一般就労への移行者数】

項目	数値	説明
令和元年度の年間一般就労移行者数のうち就労移行支援事業の利用者数 (B)	6人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数のうち就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 令和5年度の年間一般就労移行者数のうち就労移行支援事業の利用者数	8人 (1.30倍)	(B) × 1.3 国の指針：令和元年度実績の1.3倍以上

【就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数】

項目	数値	説明
令和元年度の年間一般就労移行者数のうち就労継続支援A型事業の利用者数 (C)	0人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数のうち就労継続支援A型事業の利用者数
【目標値】 令和5年度の年間一般就労移行者数のうち就労継続支援A型事業の利用者数	1人 (1.26倍)	(C) × 1.26 国の指針：令和元年度実績の1.26倍以上

【就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数】

項目	数値	説明
令和元年度の年間一般就労移行者数のうち就労継続支援B型事業の利用者数 (D)	0人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数のうち就労継続支援B型事業の利用者数
【目標値】 令和5年度の年間一般就労移行者数のうち就労継続支援B型事業の利用者数	1人 (1.23倍)	(D) × 1.23 国の指針：令和元年度実績の1.23倍以上

【就労定着支援事業の利用者数】

項目	数値	説明
令和元年度末における一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	2人 (3割)	令和元年度末時点の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数
【目標値】 令和5年度末における一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	6人 (7割)	令和5年度末時点の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数(8人) × 0.7 国の指針：7割

【就労定着支援事業の就労定着率】

項目	数値	説明
令和元年度における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	0%	令和元年度末時点の就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合 (町内事業所0箇所)
【目標値】 令和5年度における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	国の指針：7割以上

5 相談支援体制の充実・強化等

ア 相談支援体制の構築

◎現状と課題

障がい者等が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が必要です。

また、相談支援事業所は、障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等関係機関との連携に努めることが必要です。

令和2年9月末現在、サービス等利用計画の作成者数は324名（うちセルフプラン35名）です。

【サービス等計画作成者数】

(単位：人)

年 度	18歳未満		18歳以上	
	実人数	セルフプラン(再掲)	実人数	セルフプラン(再掲)
平成30年度	139	47	270	38
令和元年度	145	52	293	38
令和2年度	138	35	272	35

※令和2年度は9月末

◎目標と取り組み

国の基本指針では、「相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする」とされており、「これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は重症心身障害児及び医療的ケアに対する支援体制の整備事業がその機能を担うことを検討する」となっております。

基幹相談支援センターを中心に、各事業所の相談支援専門員を対象にした研修を開催するなど、計画相談支援の充実を図ります。

また、入所施設や病院からの地域移行や、単身で地域での生活を送るための地域定着支援が受けられるよう、社会福祉法人等と連携し、事業所の拡充を図るとともに利用を促進していきます。

【総合的・専門的な相談支援】

項目	数値	説明
【目標値】 令和5年度における総合的専門的相談件数	3,800件	障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施見込み (相談延件数) 令和元年度実績 3,747件

【地域の相談支援体制の強化】

項目	数値	説明
【目標値】 令和5年度における専門的指導・助言件数	12件	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的指導・助言件数の見込み (相談支援事業所連絡会) 令和元年度実績 12件
【目標値】 令和5年度における人材育成支援件数	12件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援計画支援件数の見込み(相談支援事業所連絡会) 令和元年度実績 12件
【目標値】 令和5年度における連携強化取組件数	100件	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 の見込み(ケア会議件数) 令和元年度実績 91件

イ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

◎現状と課題

障害者支援施設又は精神科病院から地域生活へ移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要があります。

◎目標と取り組み

本町も国の基本指針のとおり、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援を併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

ウ 発達障がい者等に対する支援

◎現状と課題

国の基本指針では、「発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要がある」としています。

◎目標と取り組み

国の基本指針では、「保護者等が、子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要である」としています。

発達障がいのある人の現状を把握し、東浦町障がい者自立支援協議会等で、課題や発達障がいに関する支援プログラムやペアレントメンター及びピアサポートの活動等の実施について検討します。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数(延べ人数)	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数(実人数)	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数(延べ人数)	0人	0人	3人

エ 協議会の設置等

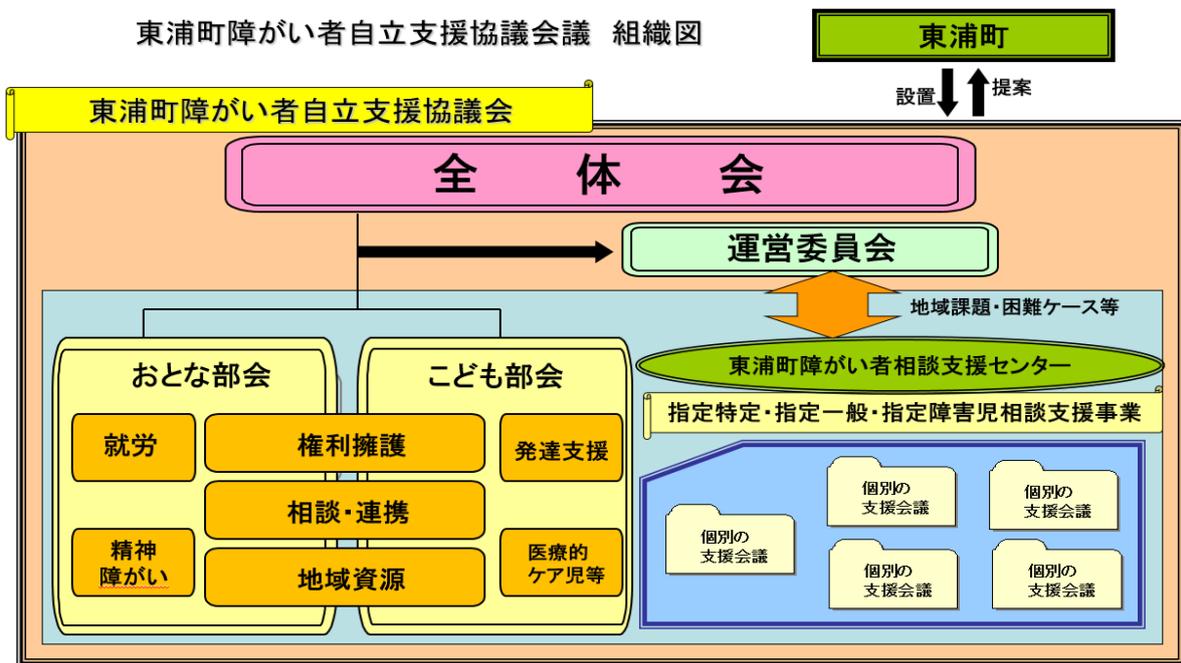
◎現状と課題

関係機関が相互に連絡をとり、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題を共有し、障がいのある人への支援体制の整備を図るため、「東浦町障がい者自立支援協議会」を設置し、内容に応じた各部会やワーキングで検討及び協議をしております。

◎目標と取り組み

国の基本指針では、「障害者等の支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障害者等その他その家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する者により構成される協議会を置くように努めなければならない」とされています。

今後も「東浦町障がい者自立支援協議会」を中心に、個別の支援や地域の課題について、協議し、支援体制の整備を図ります。



6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針より、「障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業所が参入している中、障害者総合支援法の基本理念(※1)を念頭に、その目的(※2)を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。」と

されています。

※1 障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念

※2 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため

障害福祉サービスの種類ごとの具体的な目標値として、1か月当たりの見込量を設定します。

また、障害福祉サービス等に係る各種研修等に町職員は受講し、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制ができるように検討します。

(1) 訪問系サービス

◎現状と課題

令和2年9月末現在、町内には居宅介護事業所が4箇所あり、近隣市町においても複数の事業所があることから、事業所の数としては充足していると考えます。

しかし、重度の行動障がいのある人や精神障がい者に対応できる事業所が少ないことと、利用希望が休日など特定の時間に集中していることから、ニーズに対する供給量が不足しているのが現状です。

令和2年4月から9月までの1か月当たりの平均利用実績は、居宅介護が1,420時間、同行援護が39時間、行動援護が21時間となっています。また、重度訪問介護と重度障害者等包括支援は、利用実績がありません。

◎目標と取り組み

利用者の希望に応じたサービスが受けられるよう、各種研修会の情報提供や参加の促進を図り、事業所がヘルパーの人材確保や質の向上を図ることができるよう支援します。

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
居宅介護	1,420	57	1,420	57	1,420	57
重度訪問介護	0	0	0	0	1	1
同行援護	44	8	44	8	44	8
行動援護	49	7	49	7	49	7
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	1	1
計	1,513	72	1,513	72	1,515	74

※利用時間の単位：時間/月、実人員の単位：人/月

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護等サービス

◎現状と課題

令和2年9月末現在、町内にある日中活動系サービス事業所は、生活介護8箇所（定員271名）、就労継続支援B型5箇所（定員76名）となっています。町内には就労継続

支援A型の事業所がないため、近隣市町の事業所を利用しています。事業所の中には利用者が集まらず閉鎖した事業所もあります。

また、今後、増加が見込まれる特別支援学校の卒業生が就労継続支援や生活介護などのサービスが受けられるよう、利用定員の確保が必要になります。

なお、令和2年4月から9月までの1か月当たりの平均利用実績は、生活介護が1,880人日、就労移行支援が228人日、自立訓練が1人日（機能訓練が0人日、生活訓練が1人日）、就労継続支援（A型）が358人日、就労継続支援（B型）が1,759人日となっています。

◎目標と取り組み

福祉施設利用者の一般就労への移行を促進するとともに、特別支援学校卒業生の日中活動系サービスの利用ができるようにするため、事業所との調整会議等を行います。

また、利用者に就労系サービスの内容を周知し、本人の希望や障害支援区分に応じたサービスが受けられるよう、個々のケースに応じた会議を行うとともに、町内の就労移行・就労継続支援事業所の拡充や近隣市町の事業所との調整を図り、サービスの種類が偏ることのないよう、バランスの調整を図ります。

さらに、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成し、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進を図ります。

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
生活介護	1,880	100	1,901	102	1,945	104
自立訓練(機能訓練)	3	1	3	1	3	1
自立訓練(生活訓練)	2	1	2	1	2	1
就労移行支援	275	22	286	23	297	24
就労継続支援A型	415	20	415	20	415	20
就労継続支援B型	1,759	101	1,791	102	1,824	117
就労定着支援	142	19	142	19	142	19
計	4,476	264	4,540	268	4,628	286

※利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

※人日：「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均日数」

イ 療養介護

◎現状と課題

平成24年度から重症心身障がい児施設に入所していた18歳以上の利用者4名が、療養介護に移行しています。町内には療養介護事業所はなく、町外にある事業所や医療機関を利用しています。

◎目標と取り組み

療養介護事業の利用者に対して、適正なサービスを提供していきます。

また、新たにサービスの利用希望があった場合には、適切に対応します。

(単位：実人員)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	4	4	4

※実人員の単位：人/月

ウ 短期入所

◎現状と課題

令和2年9月末現在、町内には短期入所事業所が5箇所あり、知多半島圏域にも複数の事業所がありますが、どの事業所も利用ニーズが多く、必ずしも希望に添えない状況にあります。

令和2年4月から9月までの1か月当たりの平均利用実績は、31人日（福祉型21人日、医療型10人日）となっています。

◎目標と取り組み

利用者の希望に沿った短期入所の受け入れができるよう、施設等の理解・協力を得ながら、短期入所事業所の確保に取り組めます。

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
短期入所（福祉型）	30	9	30	9	34	9
短期入所（医療型）	14	6	18	8	24	10

※利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

※人日：「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均日数」

(3) 居住系サービス

◎現状と課題

令和2年9月末現在、町内にある居住系サービス事業所は、グループホームが15箇所（定員95名）、施設入所支援が3箇所（定員140名）あります。

グループホームは、事業所数、定員数から見ると充足していますが、町外からの受け入れもあり、必ずしも入所希望に添えない状況にあります。また、重度障がいの方や精神障がいの方に対応したグループホームが不足している状況にあります。

令和2年9月末現在、グループホームの利用者は47名、施設入所者は24名となっています。

◎目標と取り組み

入所施設や精神科病院から地域移行を目指す方や地域での自立生活を希望する方の

(単位：実人員)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	1	1	1
共同生活援助	47	50	56
施設入所支援	26	26	26

※実人員の単位：人/月

(4) 相談支援

◎現状と課題

令和2年9月末現在、町内には指定特定相談支援事業所が4箇所、指定一般相談支援事業所が2箇所あります。

障害福祉サービスを利用する全ての障がい者に対しサービス等利用計画の作成が必要となりましたが、町内及び近隣市町の事業所の協力もあり、全ての障がい者に対しサービス等利用計画の作成ができています。

また、地域相談支援は、事業所の支援体制が徐々に整ってきたこともあり、サービスの利用実績が少しずつ増えてきています。

令和2年9月末現在、サービス等利用計画の作成者数は272名（うちセルフプラン35名）です。

◎目標と取り組み

基幹相談支援センターを中心に、各事業所の相談支援専門員を対象にした研修を開催するなど、計画相談支援の充実を図ります。

また、入所施設や病院からの地域移行や、単身で地域での生活を送るための地域定着支援が受けられるよう、社会福祉法人等と連携し、事業所の拡充を図るとともに利用を促進していきます。

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人員	事業所数	実人員	事業所数	実人員	事業所数
計画相談支援	70	4	80	5	90	5
地域移行支援	1		1		2	
地域定着支援	1		1		1	

※実人員の単位：人/月

(5) 障害児相談支援事業

◎現状と課題

平成24年度から障害児通所支援を利用する全ての障がい児に対し、障害児支援利用計画の作成が必要となりましたが、町内及び近隣市町の事業所の協力もあり、全ての障がい児に対し、障害児支援利用計画の作成ができています。

令和2年9月末現在、障害児支援利用計画の作成者数は138名（うちセルフプラン35名）です。

また、東浦町障がい者自立支援協議会を設置し、障害福祉サービスの提供体制の確保や関係機関におけるネットワークの形成、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する相談を行っています。

◎目標と取り組み

就学前から就学時等、各ライフステージにおいて地域生活に向けた福祉サービス利用の移行が円滑に進むよう相談事業所と学校等の関係機関が連携できる体制を整備するとともに、基幹相談支援センターを中心に、各事業所の相談支援専門員を対象にした研修を開催するなど、相談支援の充実を図ります。

なお、東浦町障がい者自立支援協議会では、今後も関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的な協議を行う場として活用していきます。

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人員	事業所数	実人員	事業所数	実人員	事業所数
障害児相談支援	38	4	49	4	63	5

※実人員の単位：人/月

(6) 障害児通所支援

◎現状と課題

令和2年9月末現在、町内にある障害児通所支援事業所は、児童発達支援事業所4箇所、放課後等デイサービス事業所6箇所あり、身近な地域での支援ができる体制がありますが、放課後等デイサービスについては、近隣市町の事業所を複数利用しており、療育手帳取得者の増加等により、利用者の増加が見込まれます。

また、医療型児童発達支援及び保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を行う事業所は本町になく、今後、ニーズがあった場合の対応や事業実施を検討する必要があります。

なお、令和2年4月から9月までの1か月当たりの平均利用実績は、児童発達支援が330日、放課後等デイサービスが1,001日となっています。

◎目標と取り組み

障がい児に必要な療育やサービスを受けることができるよう、個々のニーズを把握し、学校等の教育機関及び関係事業所、近隣市町との連携を強化するとともに、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援を実施することにより、必要なサービス量を確保します。

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
児童発達支援	440	43	444	43	449	44
放課後等デイサービス	1,113	91	1,124	92	1,135	93
保育所等訪問支援	6	2	6	2	40	5
医療型児童発達支援	0	0	0	0	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	1	1
計	1,559	136	1,574	137	1,626	144

※利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

※人日：「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均日数」

7 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援等の充実

◎現状と課題

本町においては、現在、児童発達支援事業所はありますが、児童発達支援センターはありません。

児童発達支援センターは、地域における中核的な支援機関として、保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を実施するもので、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行う機関で、本町でも設置が必要です。

また、町内保育園で障がい児の受け入れも行っており、地域の事業所、保健センター、保育園等と連携が図れる支援体制になっています。

◎目標と取り組み

国の基本指針では、「児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。」とされています。また、「障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。」とされています。

今後、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を利用できる体制を整備したうえで、令和5年度末までに児童発達支援センターを設置します。

【障がい児支援の提供体制の整備】 (単位：事業所数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター	0	0	1
保育所等訪問事業所	0	0	1

【障がい児の受け入れに関する見込量】 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園	30	32	34
認定こども園	2	4	6
放課後児童健全育成事業	9	11	13

(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の連携

◎現状と課題

現在、知多管内の聴覚障がい児は、県立千種ろう学校に通学しているが、知多管内（県立東浦高等学構内）に県立千種ろう学校の分校として令和5年度開校予定とされており、幼児・児童が町内で通学できるようになります。

◎目標と取り組み

国の基本指針では、「聴覚障害児を含む難聴児が必要な支援を受けられるように、令和5年度末までに各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（難聴

障がい)等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保することを基本とする。」とされています。

難聴児の現状を把握するとともに、適切な支援が受けられるように関係機関との連携を推進します。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

◎現状と課題

令和2年9月末現在、町には主に重症心身障がい児を支援する事業所がありません。

◎目標と取り組み

国の指針では、「重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であって差し支えない。」とされています。

今後、個々のニーズ把握と保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携できる支援体制を整備し、令和5年度末までに重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

◎現状と課題

東浦町障がい者自立支援協議会の医療的ケア児等支援ワーキングで、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関で、現状把握からでた課題解決に向けた検討を令和2年度から実施しています。

また、医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の支援を調整するためのコーディネーターをひがしうら相談支援センター（障がい者相談支援センター）及び障がい支援課に配置しました。

◎目標と取り組み

国の指針では、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与したうえで、圏域での設置であっても差し支えない。」とされています。

本町においては、東浦町障がい者自立支援協議会を中心に、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の構築や支援体制の整備を図ります。

また、障がいのある要保護児童または要支援児童について、適切な保護や支援を図るため、東浦町要保護児童対策地域協議会と連携を図ります。

【医療的ケア児数（推計）】

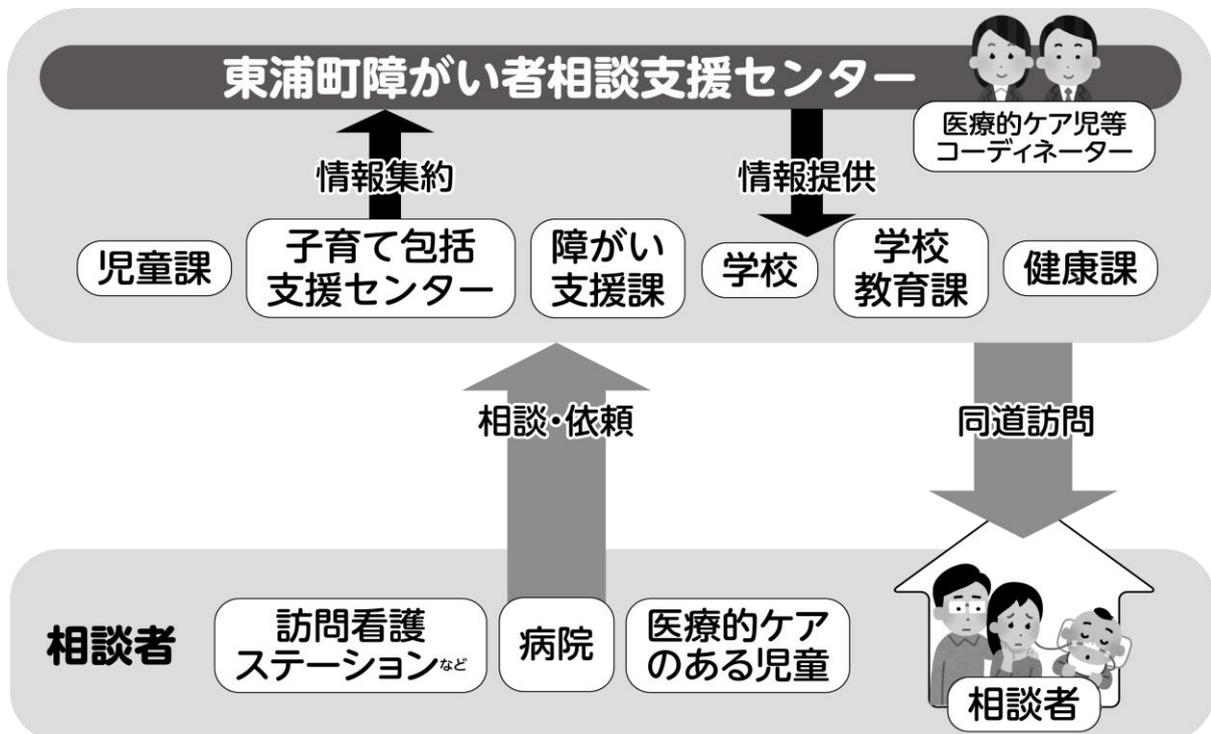
	人口 (千人)	20歳未満 人口 (千人)	医療的ケア児 (推計値) 20歳未満	医療的ケア児 (総人口 1万人あたり)	医療的ケア児 (20歳未満 1万人あたり)
全国 (H28.10.1)	126,933	21,820	17,058	1.344	7.818
愛知県 (H28.10.1)	7,507	1,398	1,044	1.139	7.468
愛知県 (H31.4.1)	7,536	1,363	1,460	1.937	10.709
知多半島 (H31.4.1)	625,495	119,450	112	1.791	9.376

	人口 (人)	20歳未満 人口 (人)	医療的ケア児 18歳未満	医療的ケア児 (総人口 1万人あたり)	医療的ケア児 (20歳未満 1万人あたり)
東浦町 (R1.10.1)	50,107	9,426	11	2.195	12.053
東浦町 (R2.4.1)	50,154	9,383	12	2.392	12.789

【医療的ケア児支援のコーディネーター配置見込量】 (単位：人)

	3年度	4年度	5年度
配置人数	3	4	4

【医ケア児支援体制】



8 地域生活支援事業

地域生活支援事業の見込量については、第5期計画を踏まえて、令和2年9月末現在における地域生活支援事業支給決定量を基に算出します。

(1)理解促進研修・啓発事業

◎現状と課題

「広報ひがしうら」や「ひがしうらのふくし」、「障害者週間」等を通じて、住民に対して、障がいや障がい者等に対する理解と認識を深めるため、広報・啓発活動を行っていますが、まだ十分ではありません。

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけの強化が必要になっています。

◎目標と取り組み

障がい理解への広報・啓発活動の機会や内容等を充実し、一層の理解の促進を図ります。また、障がい者等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催等を実施します。

(2)自発的活動支援事業

◎現状と課題

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい当事者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みへの支援が必要になっています。

◎目標と取り組み

障がい当事者やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業の実施に取り組みます。

(3)相談支援事業

◎現状と課題

本町では、基幹相談支援センターとして、社会福祉法人愛光園に基幹相談支援センターとして相談支援事業を委託して実施しています。

また、「東浦町障がい者自立支援協議会」を設置し、障害福祉サービスの提供体制の確保や関係機関におけるネットワークの形成、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する相談を行っています。

◎目標と取り組み

本町では、基幹相談支援センターの機能強化に努めます。

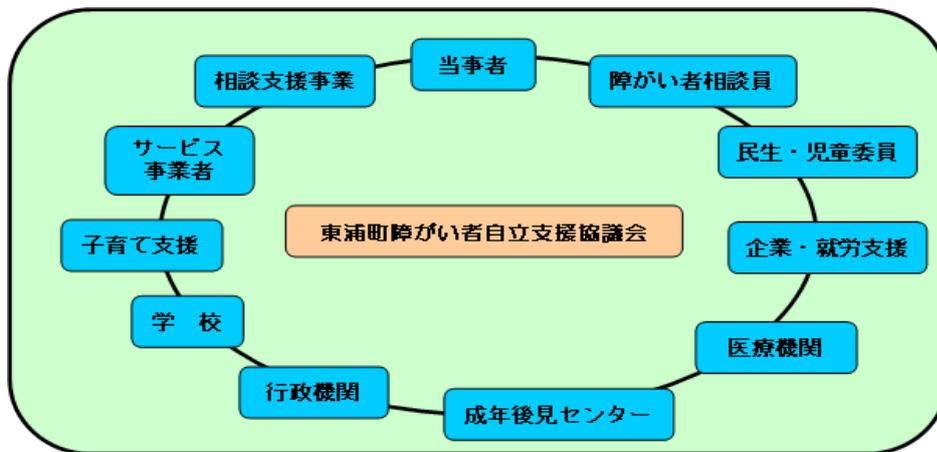
なお、東浦町障がい者自立支援協議会については、今後も関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的な協議を行う場として活用していきます。

また、障がい者等への理解を促進するため、ホームページの作成やイベントの開催を

始めとした活動を続けます。

なお、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正する法律」が成立し、「重層的園体制整備事業」を実施する市町村においても、障害者等自立した日常生活または、社会生活を支えるための障害者相談支援事業は引き続き行うとされ、本町も地域共生社会の実現に向けた体制整備等を検討します。

項目		3年度	4年度	5年度
事業 相談支援	障害者相談支援事業 (箇所数)	1	1	1
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
	障がい者自立支援協議会	有	有	有
住宅入居等支援事業		有	有	有



(4)成年後見制度利用支援・法人後見支援事業

◎現状と課題

本町では、成年後見制度支援事業については、平成20年4月1日に知多半島5市5町において「成年後見利用促進事業の実施に関する協定書」を締結し、「特定非営利活動法人知多地域成年後見センター」を設置し、成年後見制度の利用に関するさまざまな支援を行っています。

令和2年4月1日現在における成年後見センターが後見等を受任している件数は530件で、その内、東浦町は32件となっています。

◎目標と取り組み

成年後見制度利用支援事業についても、引き続き、知多地域成年後見センターや関係機関との連携を図り、適切に対応します。

【町長申立て件数】

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申立件数	0	0	1

【知多地域成年後見センター（東浦町分）実績】（単位：件）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談支援延べ件数		259	195	142
後見人受任件数		70(110)	61(111)	64(119)
支援 内容	後見	27(57)	24(59)	29(66)
	保佐	37(45)	32(44)	30(45)
	補助人	6(8)	5(8)	5(8)
対象	認知症	38(66)	30(67)	32(71)
	知的	11(14)	11(14)	13(17)
	精神	20(26)	18(25)	17(26)
	その他	1(4)	2(5)	2(5)

※後見人が知多地域成年後見センターに限る（）内は死亡者を含む総数

（各年度末における実人数）

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業 （受任件数：知的・精神・その他分）	33	34	35

(5) 意思疎通支援事業

◎現状と課題

身体障害者手帳を所持している聴覚障がい者は、65歳以上の方が多く、高齢になってから手帳を取得する人が増加しており、手話を第一言語としていない人の支援が課題となっています。

手話通訳者派遣事業については、派遣希望に対しては概ね対応できていますが、利用者は固定されている状況です。また、県外派遣等のニーズもあることから、今後検討していく必要があります。

また、令和2年4月から9月までの6か月間の利用実績は、11件となっています。

なお、要約筆記者派遣事業については、令和2年9月末現在、利用がありません。

◎目標と取り組み

利用者の拡大を図るため、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業について広報活動等を行い、広く住民に周知します。

【1か年当たりの見込】（単位：人・件）

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置人数	0	0	1
手話通訳者派遣件数	50	55	60
要約筆記者派遣件数	1	1	1

(6) 日常生活用具等給付事業

◎現状と課題

日常生活用具給付事業では、令和2年4月から9月までの給付実績は、409件となっ

ています。

◎目標と取り組み

地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、日常生活用具の給付を行うとともに、広報活動を積極的に実施し、広く住民に周知します。

【1か年当たりの見込】

(単位：件)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	2	2	2
自立生活支援用具	2	2	2
在宅療養等支援用具	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	2	2	2
排泄管理支援用具	847	898	951
住宅改修費	2	2	2
計	859	910	963

(7)手話奉仕員養成研修事業

◎現状と課題

平成25年度から手話奉仕員の養成が地域生活支援事業の市町村が行う必須事業となり、それまで社会福祉協議会で実施していた手話奉仕員養成講座を町で実施するようになりました。

毎年、講座を企画していますが、参加者が集まらず実施にいたらない年度もありました。

◎目標と取り組み

参加しやすいように日程を考慮して、講座が実施できるように取り組んでいきます。また、広報活動を積極的に実施し、広く住民に周知します。

【1か年当たりの見込】

(単位：人)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成講座修了者(入門編・基礎編)	25	25	25

(8)移動支援事業

◎現状と課題

令和2年9月末現在、本町に登録している事業所は16箇所あり、そのうち町内の事業所は3箇所あります。

事業所数は充足していると考えますが、利用希望が休日等の特定の時間に集中しているため、ニーズに対する供給量が不足しているのが現状です。

令和2年4月から7月までの1か月当たりの平均利用実績は、306時間となっています。

◎目標と取り組み

引き続き登録事業所の拡充に取り組むとともに、障がい児や精神障がい者の受け入れができるよう事業所と連携を取りながら、サービスの充実を図ります。

【1か月当たりの見込】

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	時間	実人数	時間	実人数	時間	実人数
移動支援事業	548	70	548	70	548	70

(9) 地域活動支援センター事業

◎現状と課題

本町では、地域活動支援センター事業を町内に設置し、利用者のニーズに合わせて実施しています。

プログラムとして創作的活動や、軽運動、調理等を行い、フリースペースとして居場所の設置をしています。

なお、令和2年4月から9月までの実人数は57人（身体障がい者40人、知的障がい者9人、精神障がい者10人）となっています。

◎目標と取り組み

地域活動支援センターでは、3障がいの特性を理解した職員を配置し、日中の居場所、創作的活動や生産活動等の機会の提供を図り、利用する障がい者が、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、社会との交流の促進を図ります。

対象者やニーズに合わせた場所や時間の設定や内容の見直しを行います。

【1か年当たりの見込】

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数	事業所数	実人数	事業所数	実人数	事業所数
地域活動支援センター事業	82	1	85	1	90	1

(10) 日中一時支援事業

◎現状と課題

令和2年9月末現在、本町に登録している事業所は18箇所あり、そのうち町内の事業所は6箇所あります。

事業所の数としては充足していると考えますが、障がい児や精神障がい者の受け入れ可能な事業所は不足しており、利用者のニーズに十分応えられていない状況です。

また、障がい児については、対応できる事業所が12箇所ありますが、利用希望が休日や夏休み等、特定の時間に集中しているため、ニーズに対する供給量が不足しています。

このような状況を受け、町内及び近隣市町の社会福祉法人等に対し、日中一時支援事業所の登録の拡充について調整をしていますが、依然として、ニーズに対応しきれていません。

なお、令和2年4月から7月までの1か月当たりの平均利用実績は、23日/月（換算利用量）となっています。

◎目標と取り組み

引き続き登録事業所の拡充に取り組み、精神障がい者の受け入れができるよう事業所

と連携を取りながら、サービスの充実を図ります。

【1か月当たりの見込】

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		時間	実人数	時間	実人数	時間	実人数
日中一時支援事業	障がい児	30	8	30	7	30	6
	障がい者	60	16	60	18	60	20
計		90	24	90	25	90	26

(11) その他の事業

◎現状と課題

地域生活支援事業のその他の事業として、福祉ホーム事業、更生訓練費支給事業、重度身体障害者訪問入浴事業、自動車運転免許取得助成事業、自動車改造費助成事業を実施しています。

◎目標と取り組み

利用者のニーズに沿った事業内容になるよう、利用ニーズを把握するとともに、質の向上と必要量の確保に取り組めます。

【1か年当たりの見込】

(単位：件、人)

サービス名	3年度	4年度	5年度
福祉ホーム事業	1	1	1
更生訓練費支給事業	1	1	1
重度身体障害者訪問入浴事業	1	1	1
自動車運転免許習得助成事業	1	1	1
自動車改造費助成事業	1	1	1

9 その他

(1) 利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

◎現状と課題

東浦町障がい者自立支援協議会で、支援者向けの障がい者虐待防止に関する研修やスキルアップ研修を実施しています。

◎目標と取り組み

国の指針では、「日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながるとともに、一方で、障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要である。」とされています。

本町では、東浦町障がい者自立支援協議会であがっている課題に対して、必要な研修等を実施します。